

五所川原市
第3期地域福祉計画(案)

五所川原市

目 次

第1章 地域福祉計画について	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
（1）社会的背景・目的	3
（2）地域共生社会の実現	4
2 地域福祉に関して	5
3 計画の位置づけ	6
（1）法的位置づけ	6
（2）五所川原市における地域福祉計画の位置づけ	7
（3）SDGsの理念	8
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	9
（1）地域福祉計画策定委員会の開催	9
（2）地域福祉計画検討会議の開催	9
（3）意識調査の実施	9
（4）パブリックコメントの実施	9
第2章 五所川原市の状況	13
1 人口の状況	13
2 世帯の状況	14
3 高齢者の状況	15
4 障がいのある人の状況	16
5 子育て世帯の状況	16
6 生活保護受給者・世帯の状況	17
7 自殺者の状況	17
8 アンケート調査からみる状況	18
（1）市民意識調査	18
（2）関係団体等意識調査	32
第3章 地域福祉計画のビジョン	41
1 計画の理念と目標	41
2 重層的支援体制整備に関して	42
（1）社会の現状と課題	42
（2）各事業の基本的な考え方	43
3 計画の体系図	44
4 計画の評価指標	45
第4章 基本目標の展開	49
1 お互いを尊重しあう「心」づくり	49
（1）福祉意識の醸成	49
（2）権利擁護の推進	51
2 社会を支える「仕組み」づくり	53
（1）福祉サービスの充実	53
（2）災害時や緊急時の支援体制の強化	55
（3）防犯体制・交通安全対策の推進	57
（4）誰もが暮らしやすい環境の整備	59

(5) 自殺対策を視野に入れた支援の充実	61
3 支えあいの「地域」づくり	63
(1) 地域団体活動の促進	63
(2) ふれあいの充実	65
4 市民が主役となる「取り組み」の推進	67
(1) 地域のネットワーク体制の充実	67
(2) 健康づくり・介護予防の促進	69
(3) 生きがいづくりの促進	71
5 適切な「サービス」の充実	73
(1) 相談支援体制の整備	73
(2) 情報提供体制の充実	75
(3) 地域福祉を担う人材の確保や育成	77
(4) 生活困窮者への自立支援の充実	79
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	83
1 計画策定の背景と趣旨	83
2 成年後見制度とは	83
3 計画の性格と法的位置づけ	85
4 計画の期間	85
5 計画の進行管理及び点検	85
6 基本的な考え方	85
7 成年後見制度利用に関する現状	86
(1) 市長申立	86
(2) 成年後見制度利用支援事業	86
8 具体的な取組・施策	86
(1) 成年後見制度の理解促進	86
(2) 安心して利用できる成年後見制度の運用	87
(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	88
第6章 地方再犯防止推進計画	89
1 計画策定の背景と趣旨	89
2 計画の性格と法的位置づけ等	89
3 再犯防止施策の対象者	89
4 計画の期間	89
5 犯罪情勢等について	90
(1) 全国の刑法犯認知件数の推移	90
(2) 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	90
6 現状と課題	90
7 取り組みの方向性	91
(1) 国の取り組み	91
(2) 市として取り組む施策	91
第7章 計画の推進体制	95
1 行政の役割と連携・協働体制	95
2 計画の進行管理	95

第1章 地域福祉計画について

第1章 地域福祉計画について

1 計画策定の背景と趣旨

(1)社会的背景・目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが重要です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。これからは、生活の基盤である地域における高齢者、障がい者、子どもなどを含めた世代や背景の異なる全ての人々の人と人とのつながりがより一層重要となっていきます。

国では、平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指す方向性が示されました。

そして、平成30年4月に施行された社会福祉法等の改正において、「市町村による地域住民と行政等の協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野に係る共通事項を記載した地域福祉計画の策定」の努力義務化、「共生型サービス」の創設等が定められるとともに、令和3年4月に施行された社会福祉法等の改正において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「市町村の包括的な支援体制の構築の支援」等が定められ、新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

このたびの計画策定は、平成30年度に策定した「五所川原市第2期地域福祉計画」が令和5年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「五所川原市第2期地域福祉計画」の進捗状況の評価を行い「五所川原市第3期地域福祉計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

(2)地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

五所川原市においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「五所川原市第3期地域福祉計画」は、五所川原市における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

「地域共生社会」の実現に向けた主な動向		
平成 28 年	6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定) に地域共生社会の実現が盛り込まれる
平成 29 年	6 月	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布 (平成 30 年 4 月施行)
	9 月	地域力強化検討会 (地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会) 最終とりまとめ
	12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知 (策定ガイドライン) の発出
平成 30 年	4 月	改正社会福祉法の施行
令和 2 年	6 月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
令和 3 年	3 月	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正を通知 「重層的支援体制整備事業」の創設に合わせた策定ガイドラインの改定
	4 月	改正社会福祉法の施行 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が改正

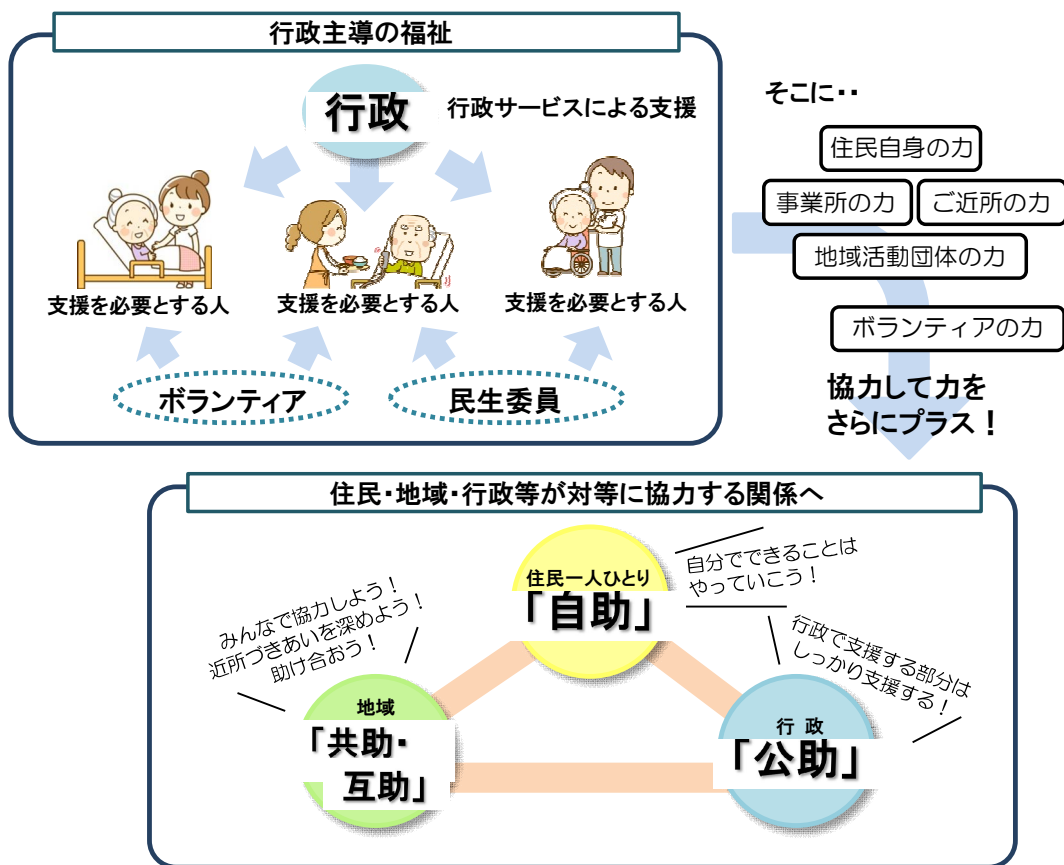
2 地域福祉に関して

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画です。

地域福祉の考え方



自助とは・・・個人や家族による支え合い・助け合い(自分でできることは自分です)

共助・互助とは・・・地域社会における相互扶助

(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う)

地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)

公助とは・・・公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供

(行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

改正社会福祉法 抜粋（令和 3 年 4 月 1 日施行）

（ 地域福祉の推進 ）

- 第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

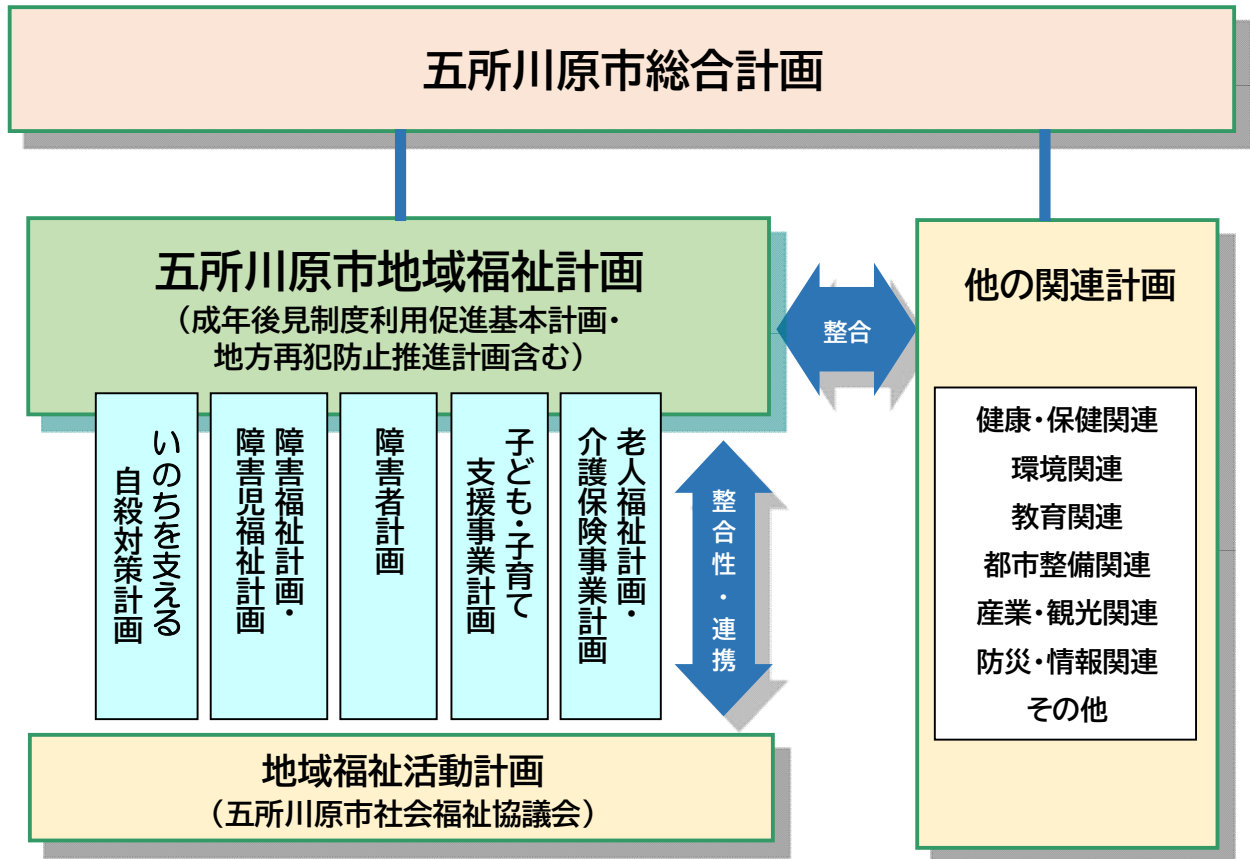
（ 市町村地域福祉計画 ）

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)五所川原市における地域福祉計画の位置づけ

「五所川原市地域福祉計画」は、「五所川原市総合計画」を上位計画とした計画であり、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい者福祉等、他の福祉分野における行政計画(老人福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、いのちを支える自殺対策計画)等との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

なお、本計画の一部に、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を含みます。



(3)SDGsの理念

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、令和 12 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和 10 年度までの5年間とします。

なお、毎年の施策の進捗管理・評価に加え、中間年の令和8年度に中間評価を行います。

	令和 元年度	~	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	~	令和 15 年度
第2期	計画期間										
第3期		見直し	計画期間								
第4期							見直し	計画期間			

5 計画の策定体制

(1) 地域福祉計画策定委員会の開催

本計画を策定するにあたり、保健・医療・福祉、教育、行政、各種団体代表者等の幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために「地域福祉計画策定委員会」で審議を行いました。

(2) 地域福祉計画検討会議の開催

計画策定に関する庁内検討組織として、庁内関係各課及び市社協で構成される地域福祉計画検討会議で検討を行いました。

(3) 意識調査の実施

令和5年6月27日から8月31日にかけて以下の調査を実施し、市民、関係団体の意識を把握しました。

【意識調査の実施】

調査の種類	対象	対象数	回収数	回収率
市民意識調査	市内に居住する18歳以上の男女	3,000人	1,083人	36.1%
関係団体等意識調査	市内で活動する団体	100団体	42団体	42.0%

(4) パブリックコメントの実施

五所川原市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和6年2月7日から令和6年3月10日まで意見の募集を実施しました。

第2章 五所川原市の状況

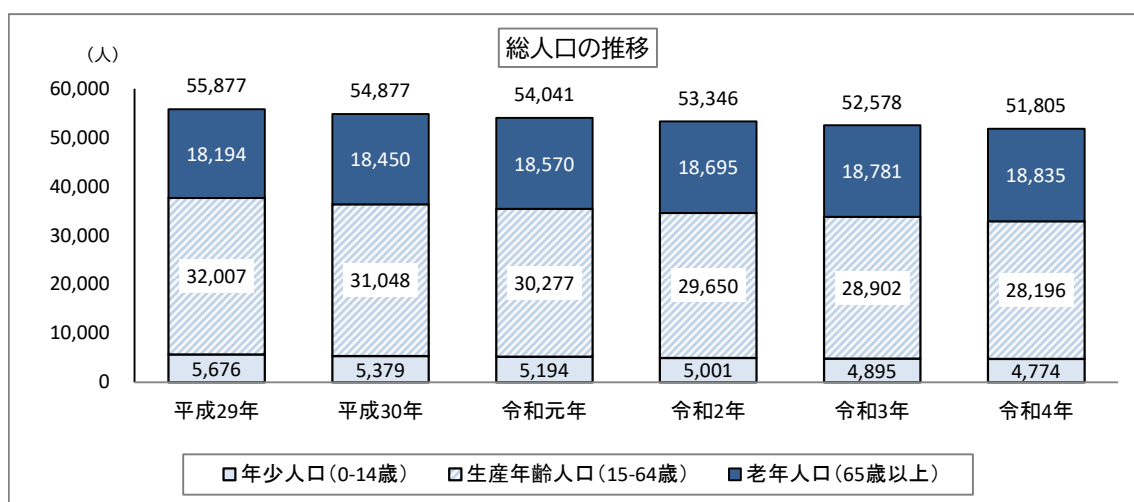
第2章 五所川原市の状況

1 人口の状況

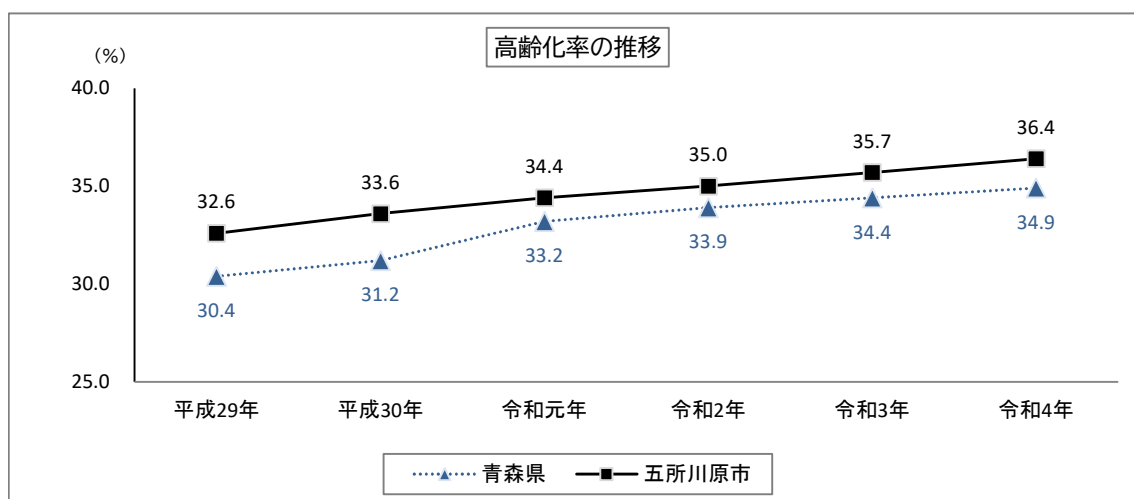
市の人口は、平成29年の55,877人から令和4年の51,805人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分人口では、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、高齢人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。

また、高齢化率も年々増加傾向で推移し、令和4年には36.4%となっており、青森県全体の34.9%よりも高い状況です。



出典:住民基本台帳(各年9月末時点)



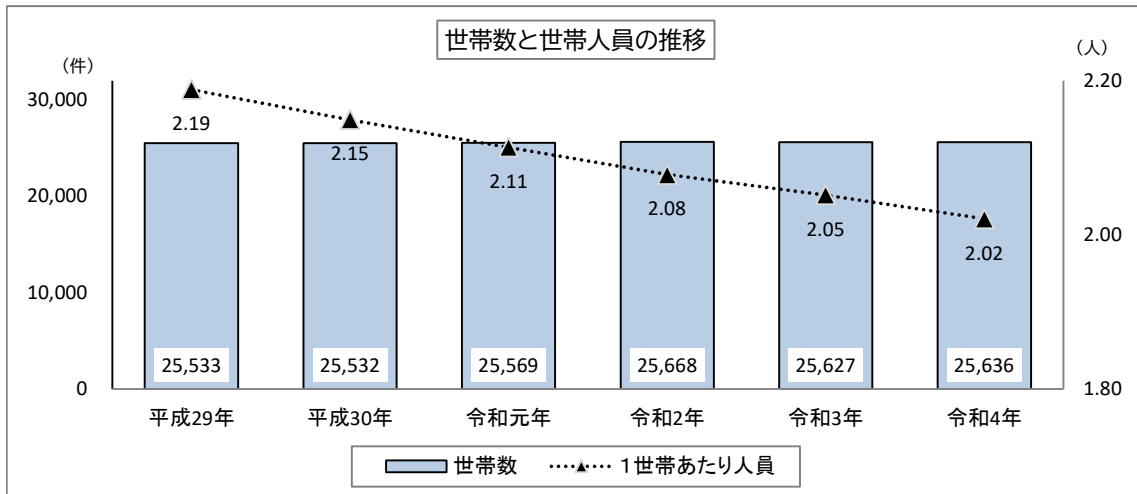
出典:住民基本台帳(各年9月末現在)

2 世帯の状況

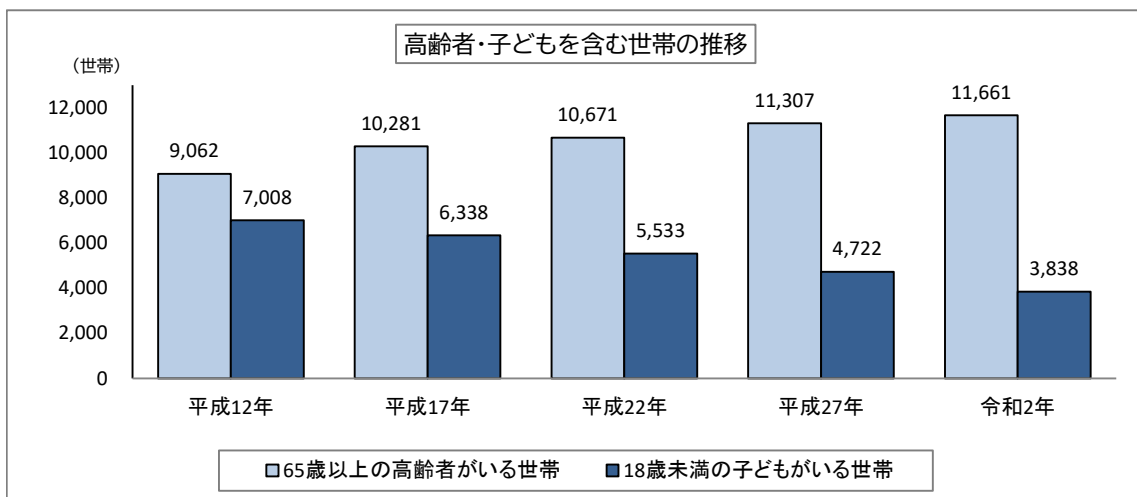
世帯数については、平成29年の25,533世帯から令和4年の25,636世帯とほぼ横ばいで推移しています。

一方、1世帯あたりの人員については平成29年の2.19人から令和4年の2.02人と減少傾向であることから、子育て家庭の核家族や、高齢者の単身世帯が増加していることが考えられます。

また、高齢者を含む世帯も増加しており、令和2年時点で11,661世帯と、総世帯の約45%となっています。



出典:住民基本台帳(各年9月末現在)



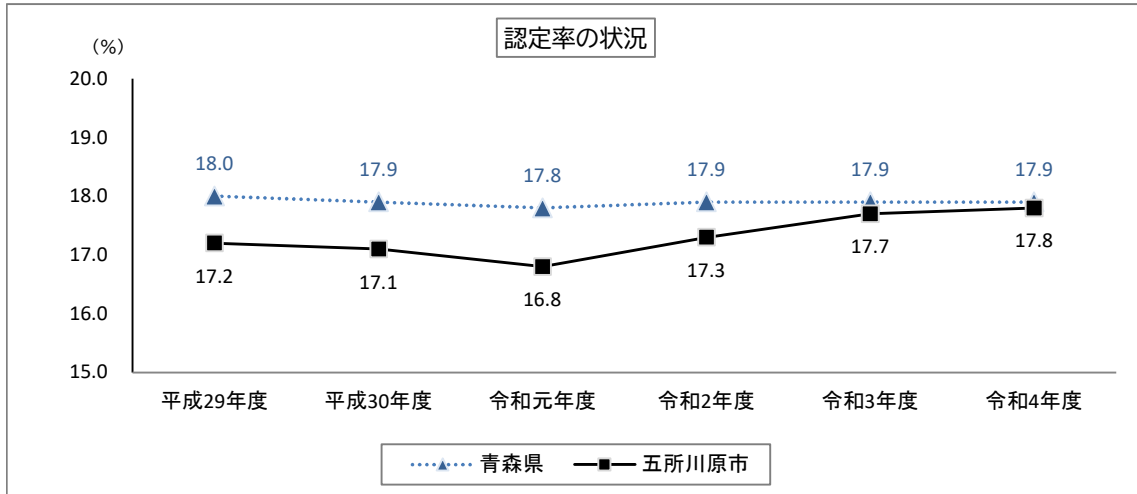
出典:国勢調査

平成12年は、旧五所川原市、旧金木町、旧市浦村の合計

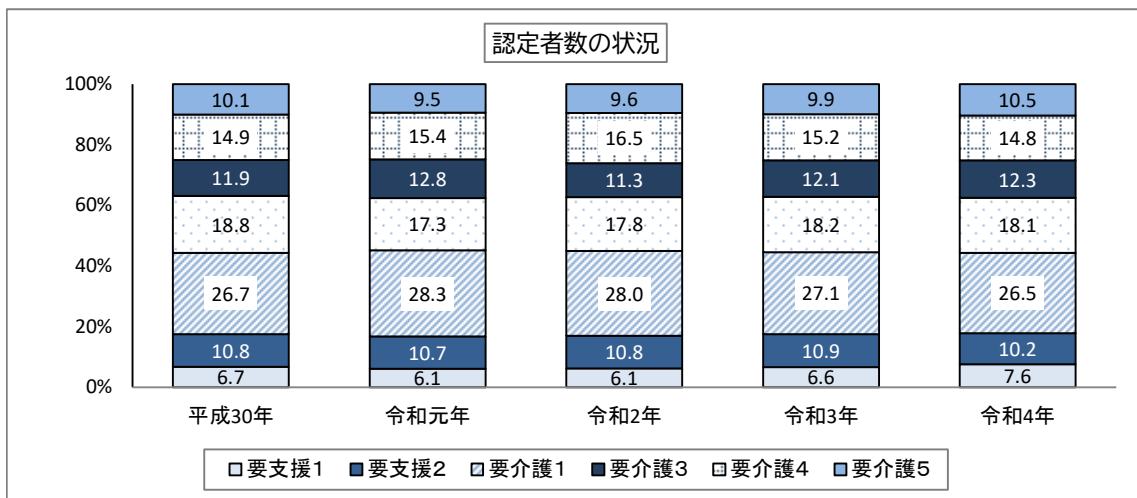
3 高齢者の状況

要支援・要介護認定を受けている65歳以上の高齢者の状況をみると、本市の認定率は令和元年より増加傾向で推移し、令和4年度末時点で17.8%となっており、青森県全体と同じくらいの認定率になっています。

認定者の程度別の割合をみると、構成比は経年で大きな変化はないものの、全ての年で要介護1の割合が最も多くなっています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム(年度末時点)

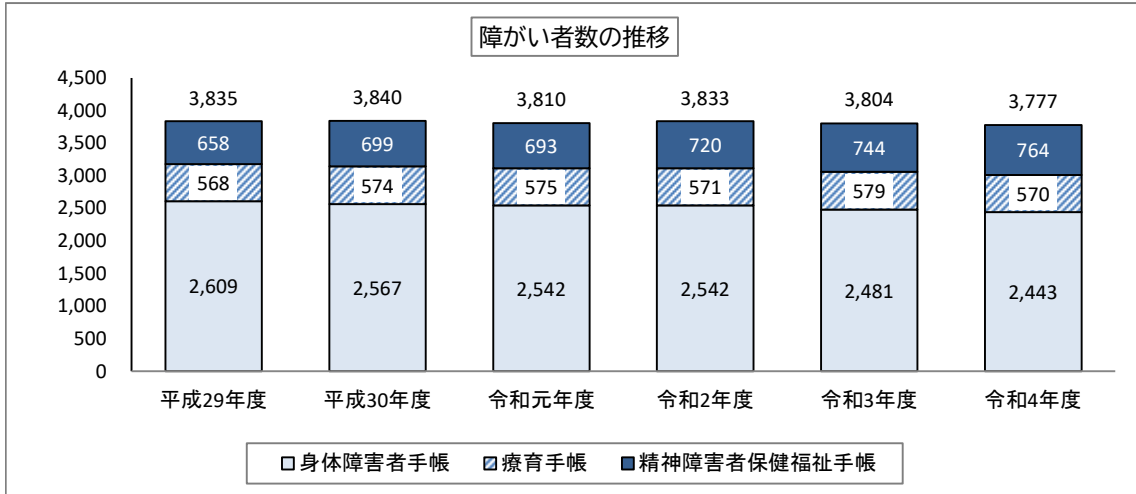


出典：五所川原市介護保険事業計画(各年9月30日現在)

4 障がいのある人の状況

障がいのある人(障害者手帳所持)は、平成29年度の3,835人から令和4年度の3,777人とほぼ横ばいで推移しています。

手帳の内訳では、身体障害者手帳は減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。



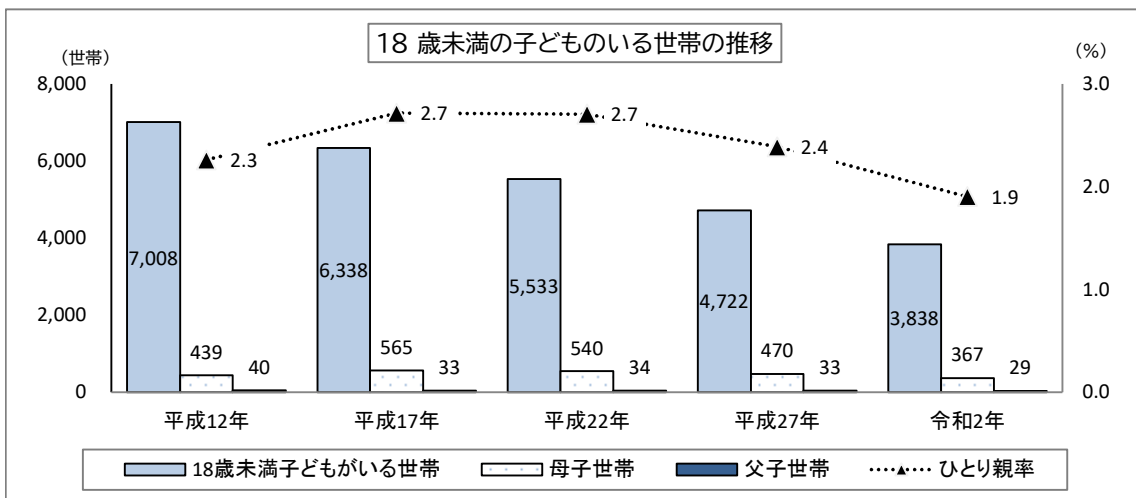
出典:五所川原市福祉政策課調べ

5 子育て世帯の状況

18歳未満の子どもがいる世帯の状況については、平成12年の7,008世帯から令和2年の3,838世帯と減少傾向で推移しています。

また、母子世帯や父子世帯などの「ひとり親世帯」についても総世帯数と同様に近年減少しています。

総世帯数に占めるひとり親率も近年減少し、令和2年には1.9%となっています。



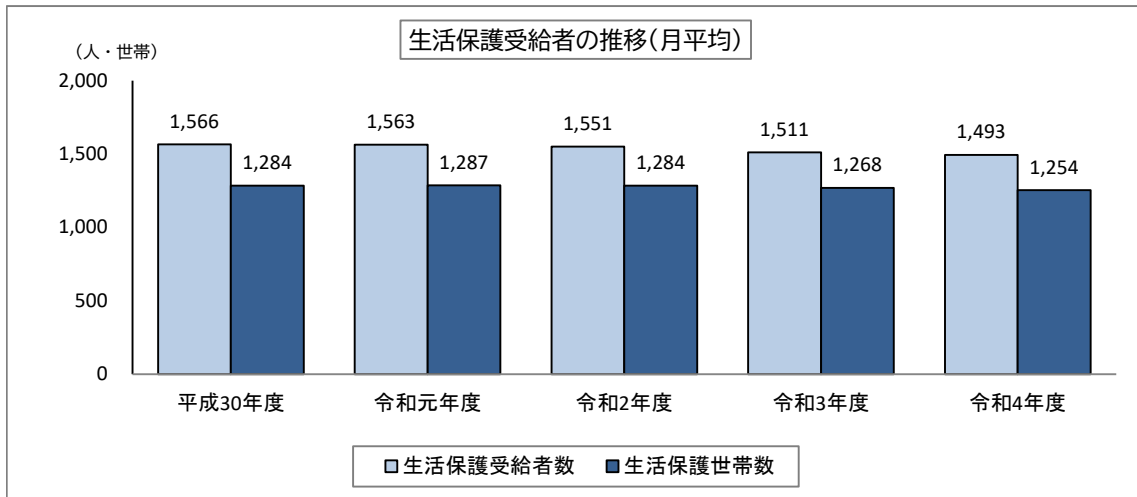
出典:国勢調査

平成12年は、旧五所川原市、旧金木町、旧市浦村の合計

6 生活保護受給者・世帯の状況

生活保護の受給者数については、平成30年度の1,566人から令和4年度の1,493人と若干の減少で推移しています。

また、生活保護世帯も、平成30年度の1,284世帯から令和4年度の1,254世帯と若干の減少で推移しています。

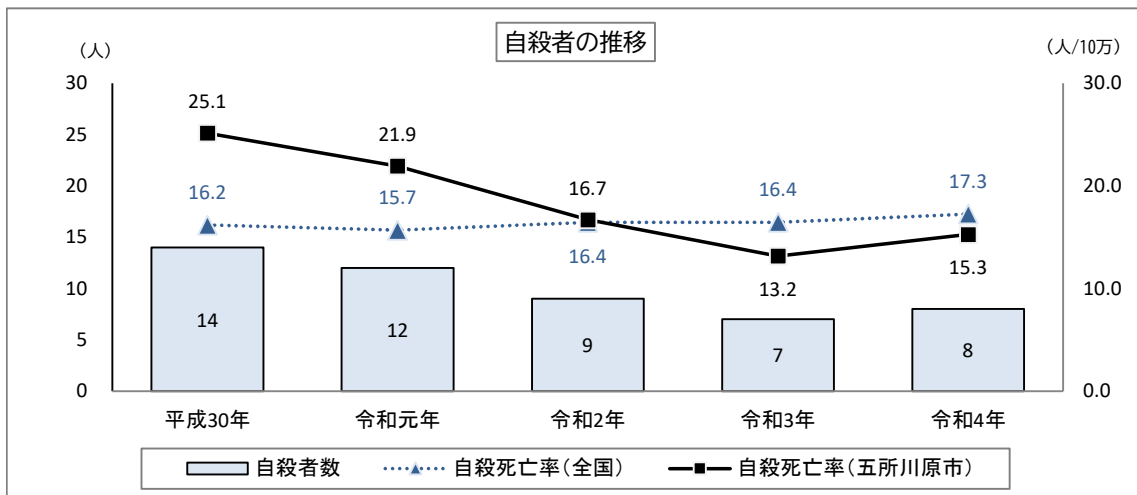


出典:五所川原市生活応援課調べ

7 自殺者の状況

平成30年以降の五所川原市における自殺者の数は、平成30年の14人が最も多く、令和3年の7人が最も少なくなっています。

人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率を、全国と比較すると、令和2年までは全国を上回っていましたが、令和3年以降は全国を下回り、令和4年では15.3人となっています。



出典:厚生労働省(地域における自殺の基礎資料)

8 アンケート調査からみる状況

(1) 市民意識調査

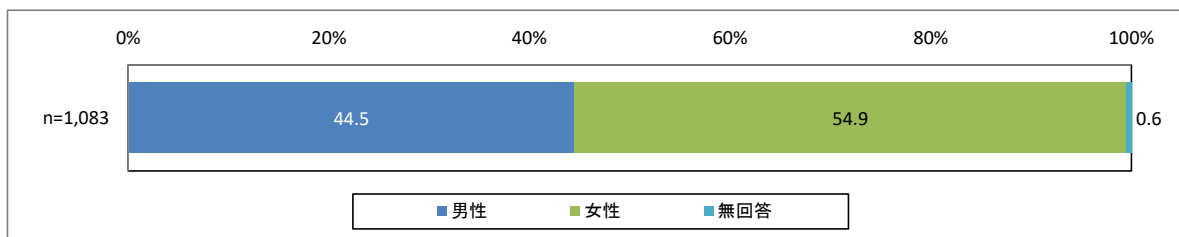
① 回答者の属性

アンケート調査の回答者をみると、「男性」より「女性」が多くなっており、年齢では「65～74歳」の高齢者が最も多く、「65歳以上の」高齢者で全体の半数近くを占めます。

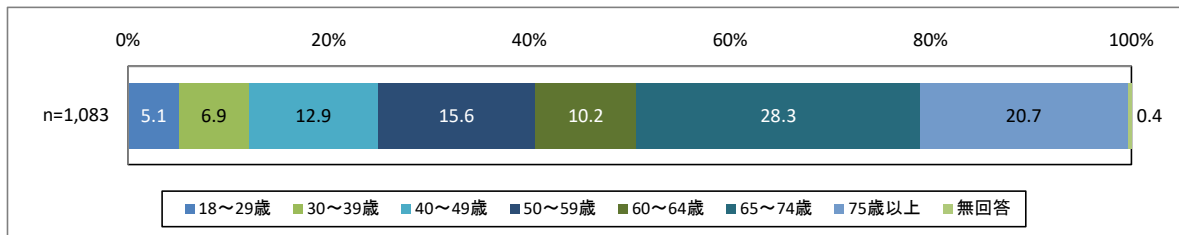
世帯構成は「親と子どもだけの世帯(二世帯)」が最も多く4割近くを占めますが、「単身世帯」の方も全体の1割強ですが見られます。

核家族化の進展により、今後、家族だけでは必要な支援を充足できない世帯が増加していくことを見込まれますので、有効な支援体制を構築していく必要があります。

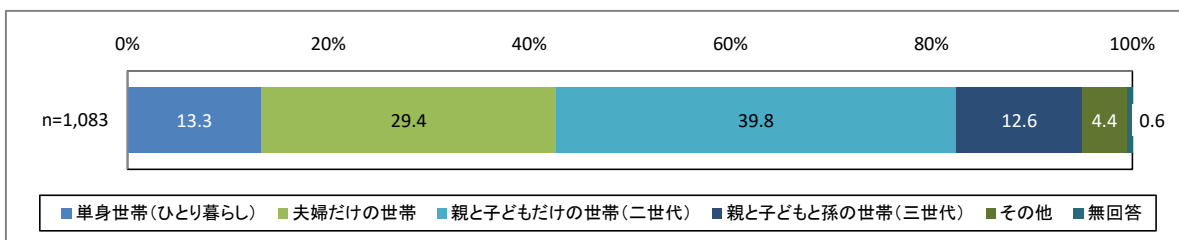
【性別】



【年齢】



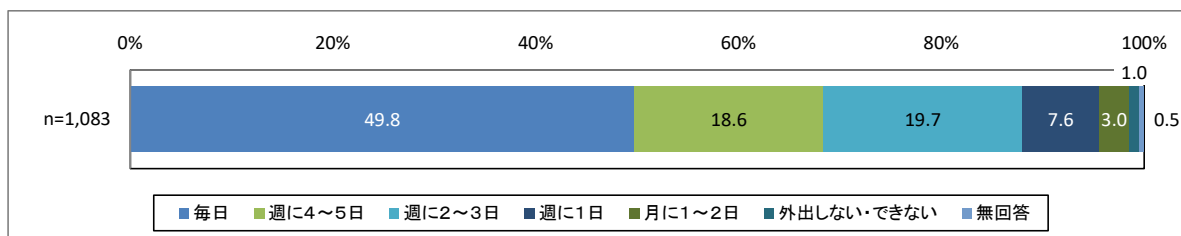
【世帯構成】



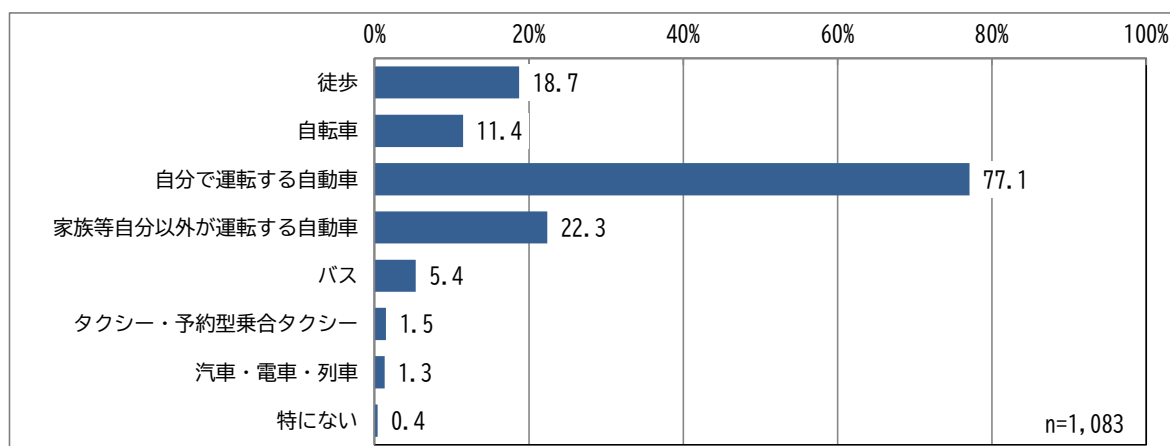
②あなたの生活について

外出の頻度では、「毎日」と「週に4～5日」をあわせた『ほぼ毎日外出している』とした回答が7割近くを占めます。外出する際の移動手段では、「自分で運転する自動車」が77.1%で最も多くなっています。また、75歳以上の後期高齢者の半数以上が「自分で運転する自動車」と回答していることから、免許証の返納後も安心して利用できる交通ネットワークの充実が必要です。

【外出の頻度】



【外出する際の移動手段】

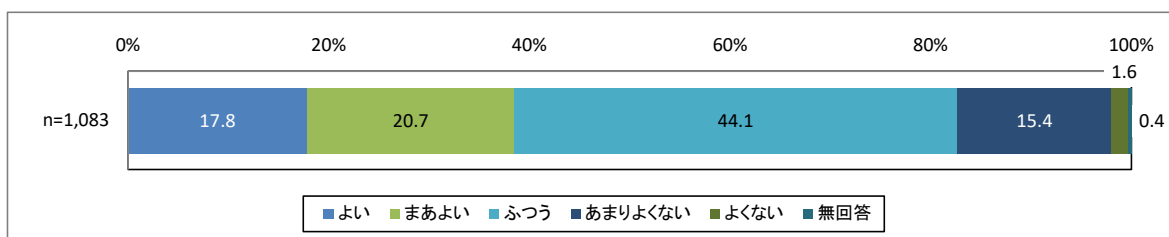


属性	区分	全体	移動手段							
			徒歩	自転車	自分で運転する自動車	家族等自分以外が運転する自動車	バス	タクシー・予約型乗合タクシー	汽車・電車・列車	特にない
年齢	18～39歳	100.0	15.4	8.5	82.3	27.7	2.3	0.0	3.8	0.8
		130	20	11	107	36	3	0	5	1
	40～64歳	100.0	10.7	6.9	90.0	16.9	2.4	0.2	0.5	0.2
		419	45	29	377	71	10	1	2	1
	65～74歳	100.0	24.5	15.0	75.5	20.9	6.9	1.6	1.3	0.0
		306	75	46	231	64	21	5	4	0
	75歳以上	100.0	28.1	17.0	52.7	30.8	10.7	4.5	1.3	0.9
		224	63	38	118	69	24	10	3	2

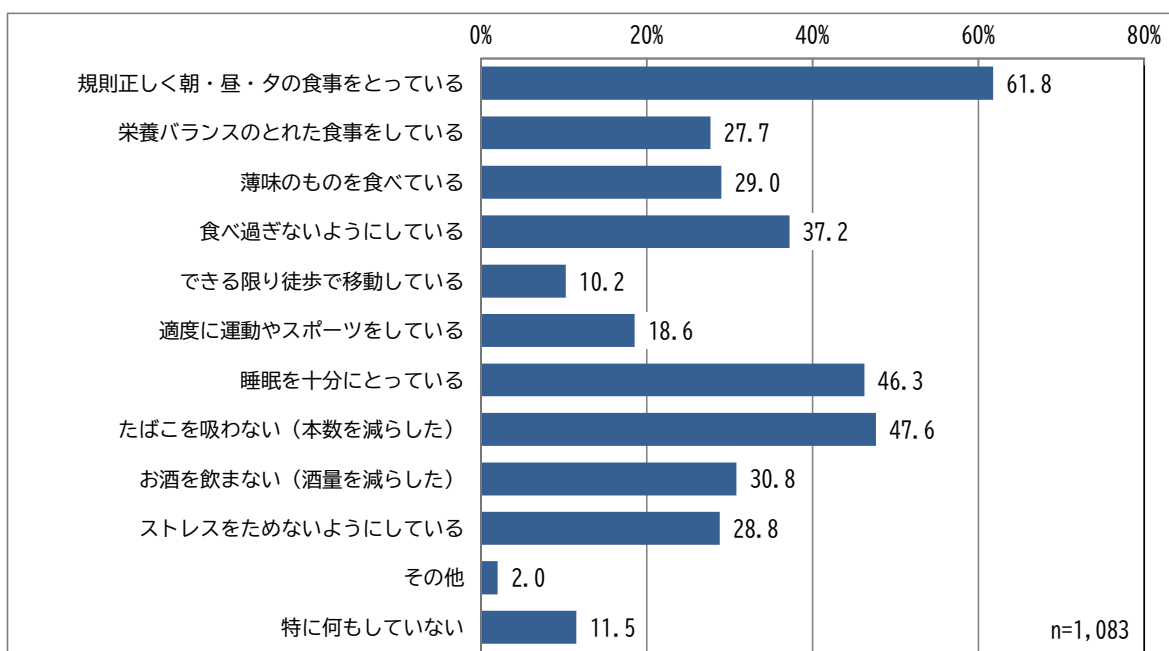
現在の健康状態は、「よい」と「まあよい」をあわせた『よい』とした回答が4割近くとなっており、「よくない」と「あまりよくない」をあわせた『よくない』とした回答が2割弱となっています。普段の生活の中で健康に気を使っていることでは、「規則正しい食生活」が6割以上と最も多くなっており、「適度な運動やスポーツ」は2割弱となっています。

健康的に暮らすために必要な公共サービスや企画では、「運動不足解消のための健康教室」や「生活習慣改善のためのセミナー」などが多くなっていることから、生活習慣病対策を含め、体や心の健康維持・向上のためのサポートが必要です。

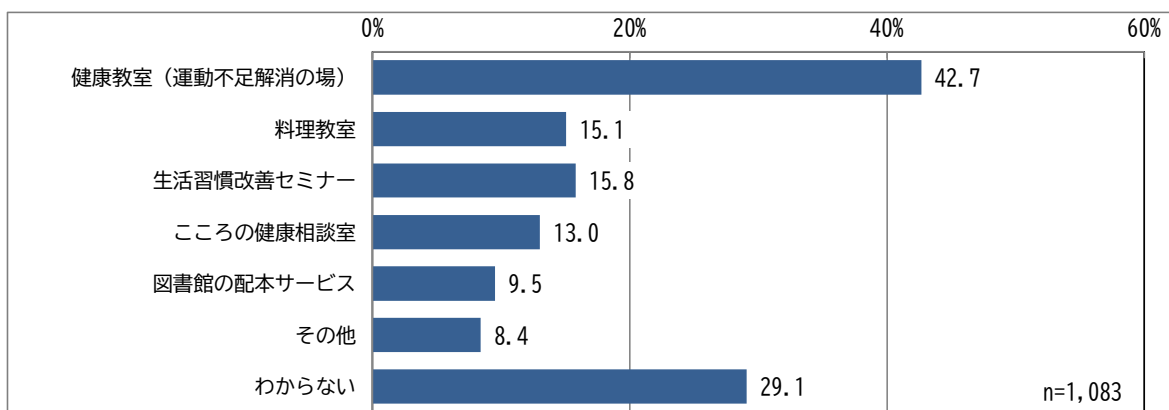
【現在の健康状態】



【普段の生活の中で健康に気を使っていること】



【健康的に暮らすために必要な公共サービスや企画】

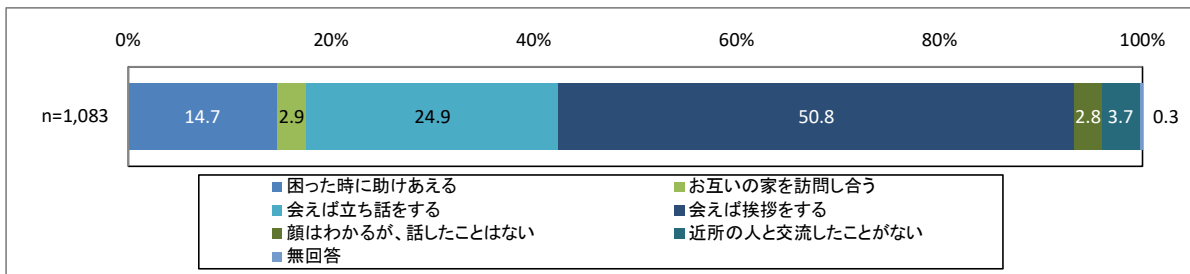


③地域生活について

近所付き合いの程度では、「会えば挨拶をする」が半数以上を占めるのに対し、「困った時に助けあえる」と「お互いの家を訪問し合う」をあわせても2割弱となっており、近所づきあいの希薄化がみられます。

特に、年齢が若くなるほど近所付き合いが少なくなっていることから、若年者の近所付き合いが大切になってきます。

【近所付き合いの程度】



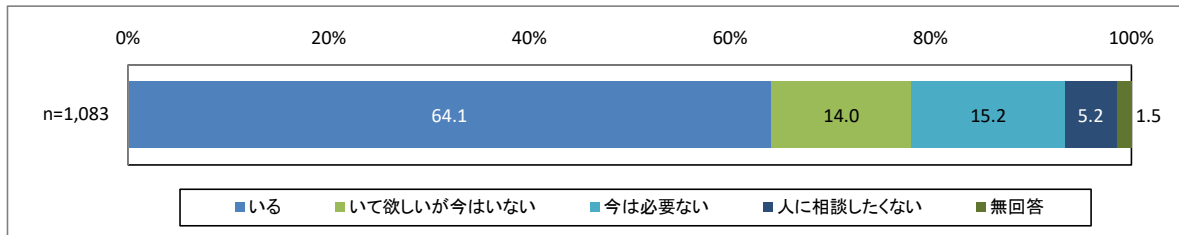
属性	区分	全体	困った時に助けあえる	お互いの家を訪問し合う	会えば立ち話をする	会えば挨拶をする	顔はわかるが、話したことはない	近所の人と交流したことがない	無回答
年齢	18～39歳	100.0	6.2	0.0	13.8	63.1	7.7	9.2	0.0
		130	8	0	18	82	10	12	0
	40～64歳	100.0	8.6	0.7	18.9	65.4	2.6	3.6	0.2
		419	36	3	79	274	11	15	1
	65～74歳	100.0	17.3	4.2	32.4	41.2	2.0	2.6	0.3
		306	53	13	99	126	6	8	1
	75歳以上	100.0	26.8	6.7	32.6	29.9	1.3	2.2	0.4
		224	60	15	73	67	3	5	1

④悩みや困りごとの相談について

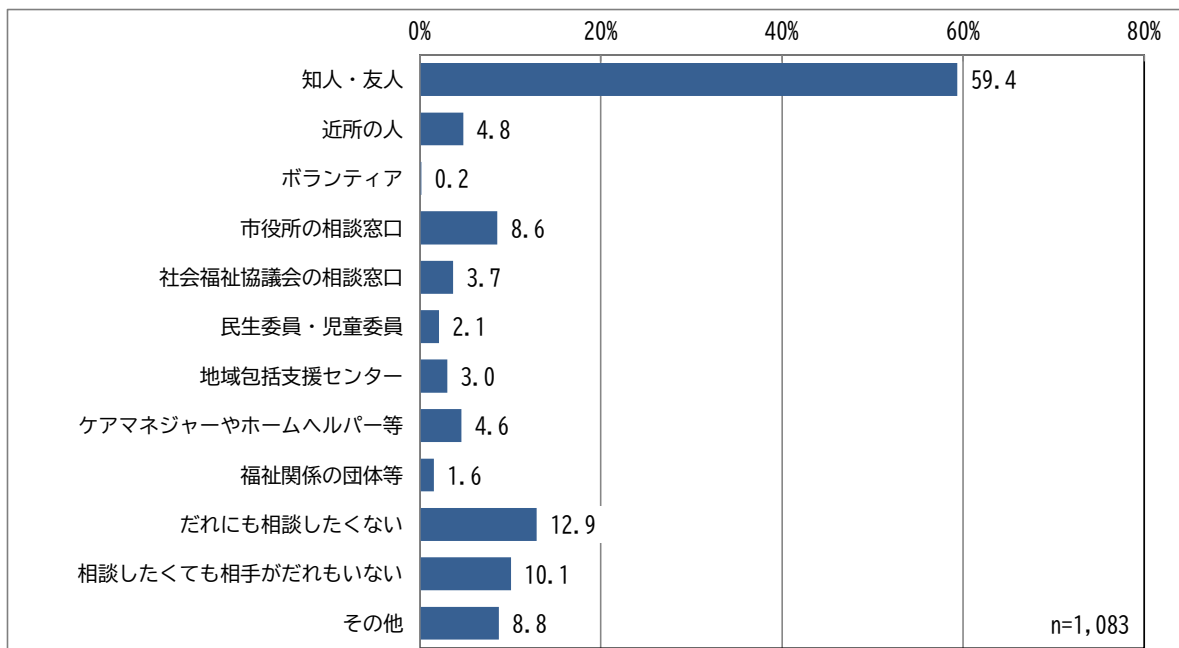
悩み事を相談できる人がいる人は、6割以上となっていますが、「いて欲しいが今はいない」は14.0%となっています。

家族に相談しにくい悩み事や困りごとの相談先では、「知人・友人」が6割近くと最も多くなっていますが、「市役所の相談窓口」8.6%、「社会福祉協議会の相談窓口」3.7%、「地域包括支援センター」3.0%と公的な相談窓口の割合が少なくなっていることから、相談しやすい窓口の充実が必要です。

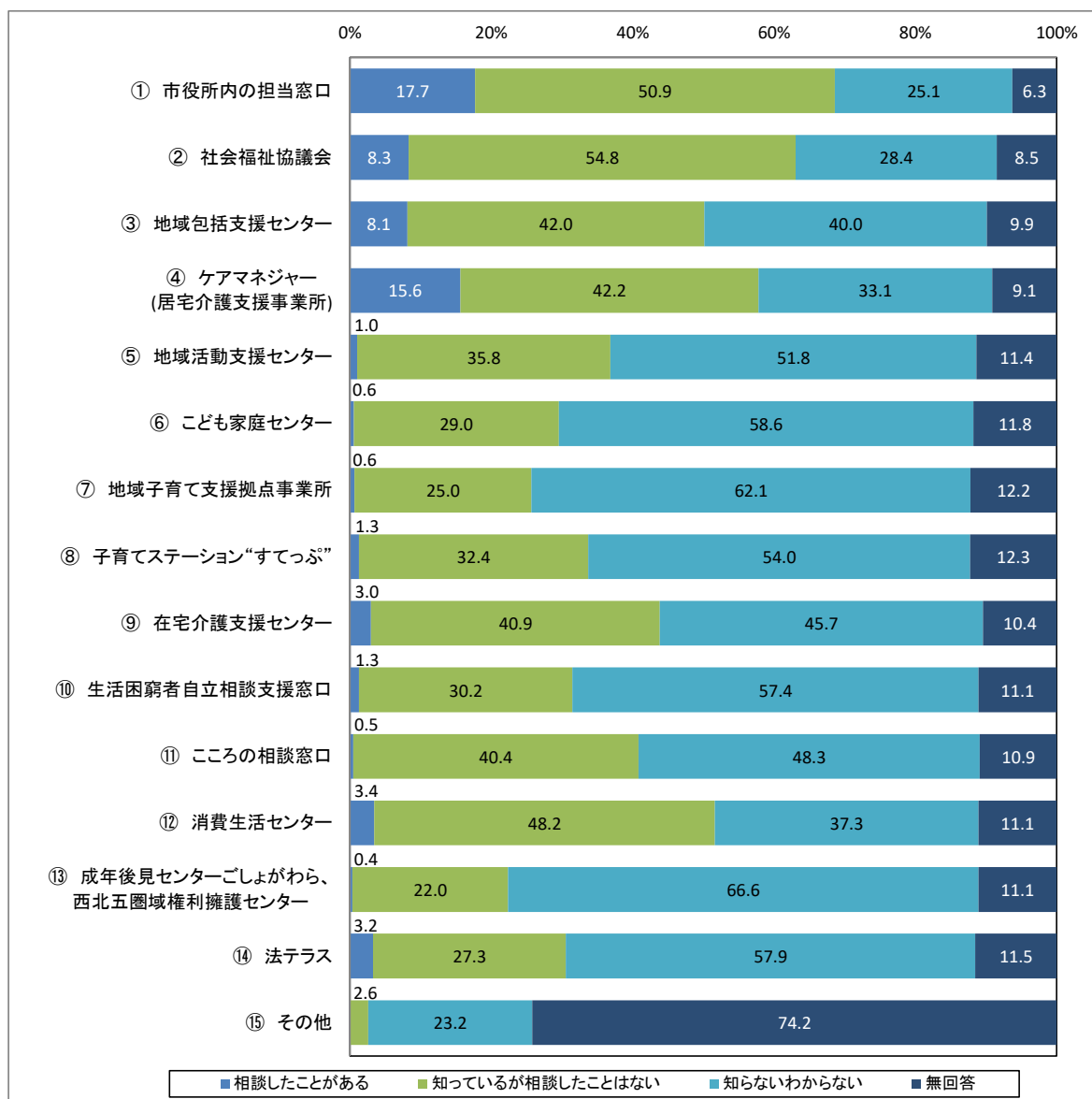
【悩み事を相談できる人の有無】



【家族に相談しにくい悩み事や困りごとの相談先】



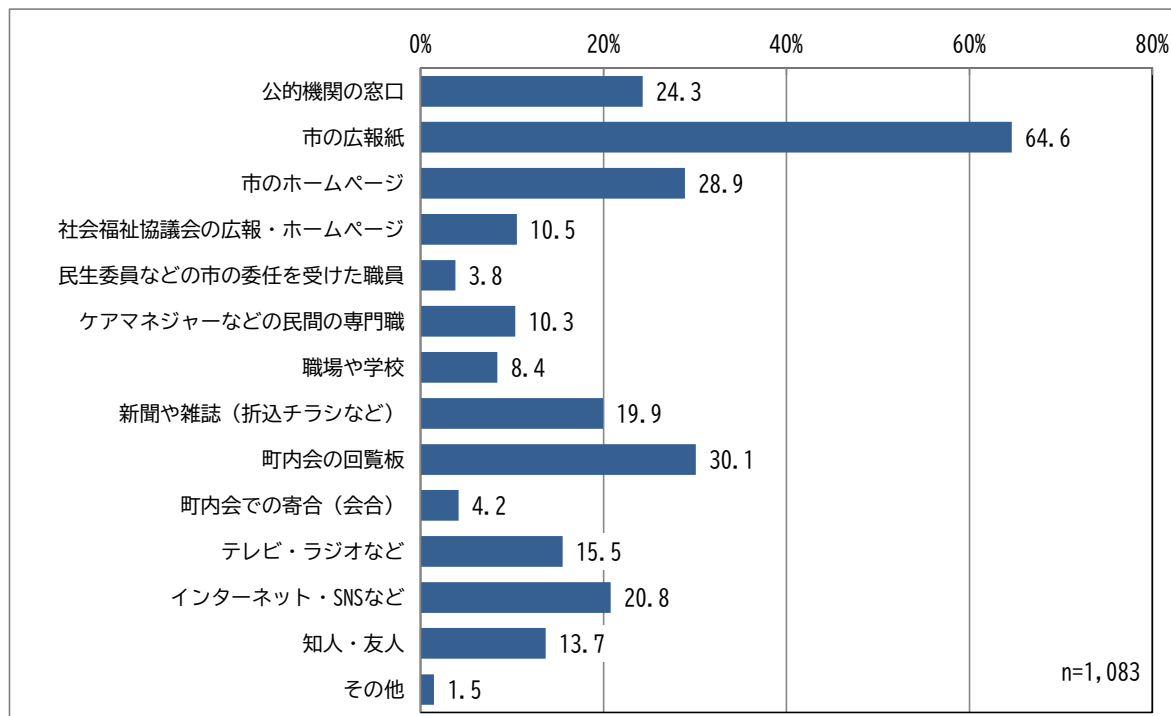
【市役所などの相談窓口の認知度】



⑤保健・福祉に関する情報の入手について

保健・福祉に関する情報をどこから入手したいかでは、「市の広報紙」が64.6%で最も多く、次いで「町内会の回覧板」30.1%、「市のホームページ」28.9%の順となっており、若い世代では、「市のホームページ」「インターネット・SNSなど」の割合が多くなっています。このことから、若い世代への情報提供手段として、ホームページやSNSなどのインターネット媒体の充実が必要です。

【保健・福祉に関する情報をどこから入手したいか】

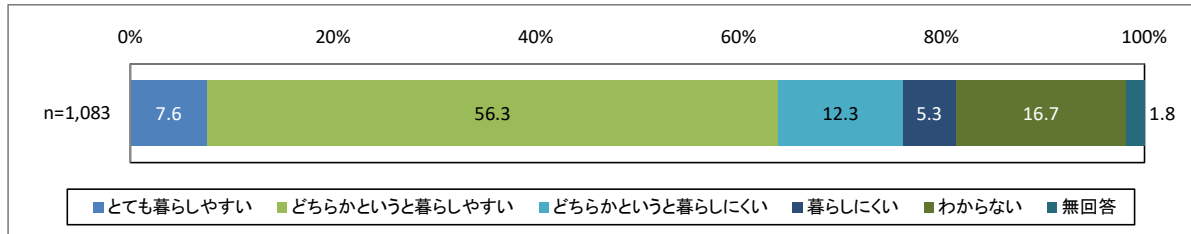


属性	区分	全体	情報源													
			公的機関の窓口	市の広報紙	市のホームページ	社会福祉協議会の広報・ホームページ	民生委員などの市の委任を受けた職員	ケアマネジャーなどの民間の専門職	職場や学校	新聞や雑誌（折込チラシなど）	町内会の回覧板	町内会での寄合（会合）	テレビ・ラジオなど	インターネット・SNSなど	知人・友人	その他
年齢	18～39歳	100.0	20.0	43.8	46.2	6.9	2.3	5.4	32.3	13.1	12.3	0.8	13.8	53.1	13.8	2.3
		130	26	57	60	9	3	7	42	17	16	1	18	69	18	3
	40～64歳	100.0	25.1	61.6	41.8	11.7	1.7	11.2	10.7	17.4	21.5	1.9	11.7	30.1	10.3	1.7
		419	105	258	175	49	7	47	45	73	90	8	49	126	43	7
	65～74歳	100.0	24.2	70.9	18.3	9.5	4.6	11.4	1.3	22.9	41.5	4.2	17.0	8.2	13.4	0.7
		306	74	217	56	29	14	35	4	70	127	13	52	25	41	2
	75歳以上	100.0	25.4	74.1	8.9	11.6	7.6	9.8	0.0	25.0	40.6	10.3	21.9	1.8	20.5	1.8
		224	57	166	20	26	17	22	0	56	91	23	49	4	46	4

⑥五所川原市の地域福祉の推進について

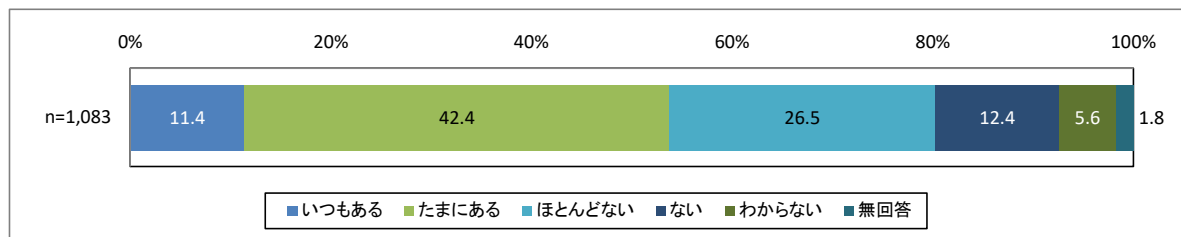
隣近所との付き合いや助け合いにおける暮らしやすさでは、「とても暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」をあわせた『暮らしやすい』の63.9%に対し、「暮らしにくい」と「どちらかという暮らしにくい」をあわせた『暮らしにくい』は17.6%となっています。

【隣近所との付き合いや助け合いにおける暮らしやすさ】



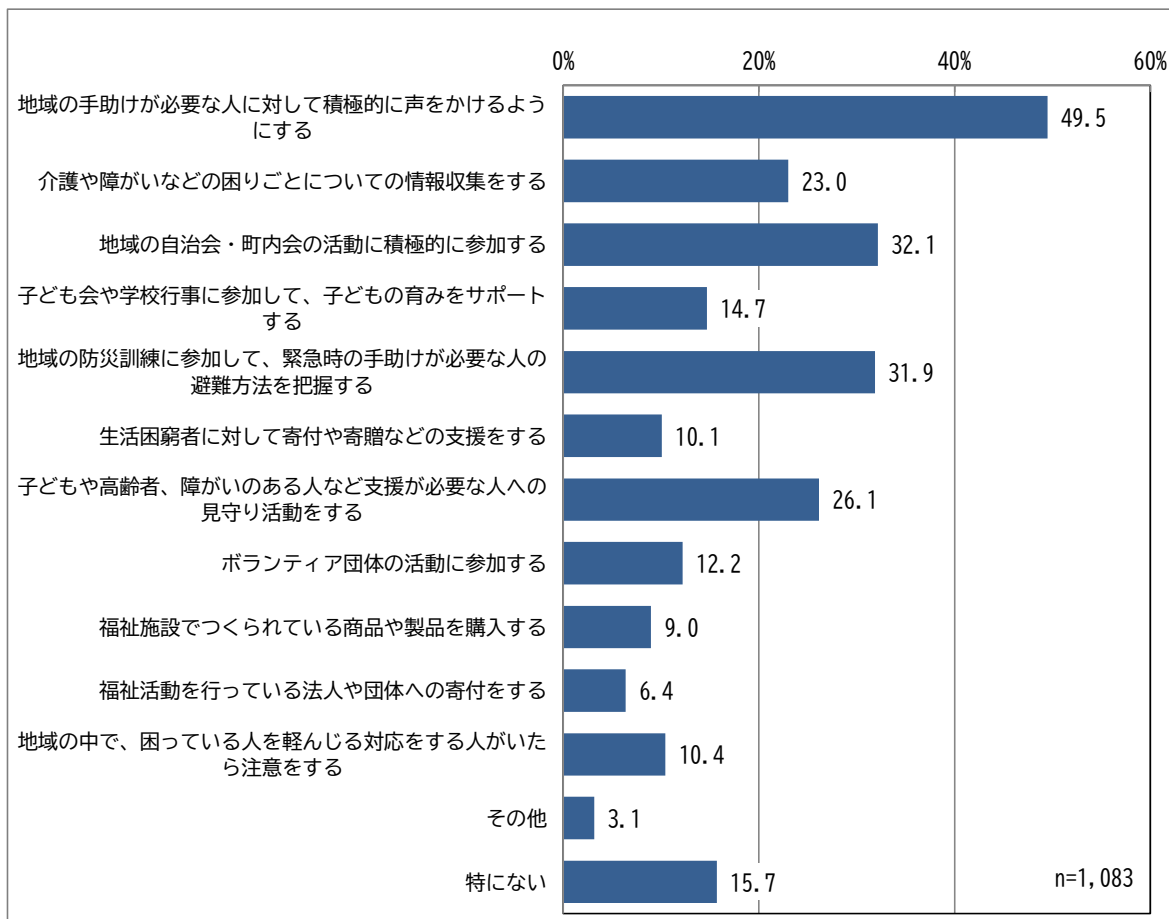
日常生活をしているうえで「地域」や「助け合い」を意識したことがあるかでは、「いつもある」と「たまにある」をあわせた『意識したことがある』の53.8%に対し、「ない」と「ほとんどない」をあわせた『意識したことがない』は38.9%となっています。

【日常生活をしているうえで「地域」や「助け合い」を意識したことがあるか】



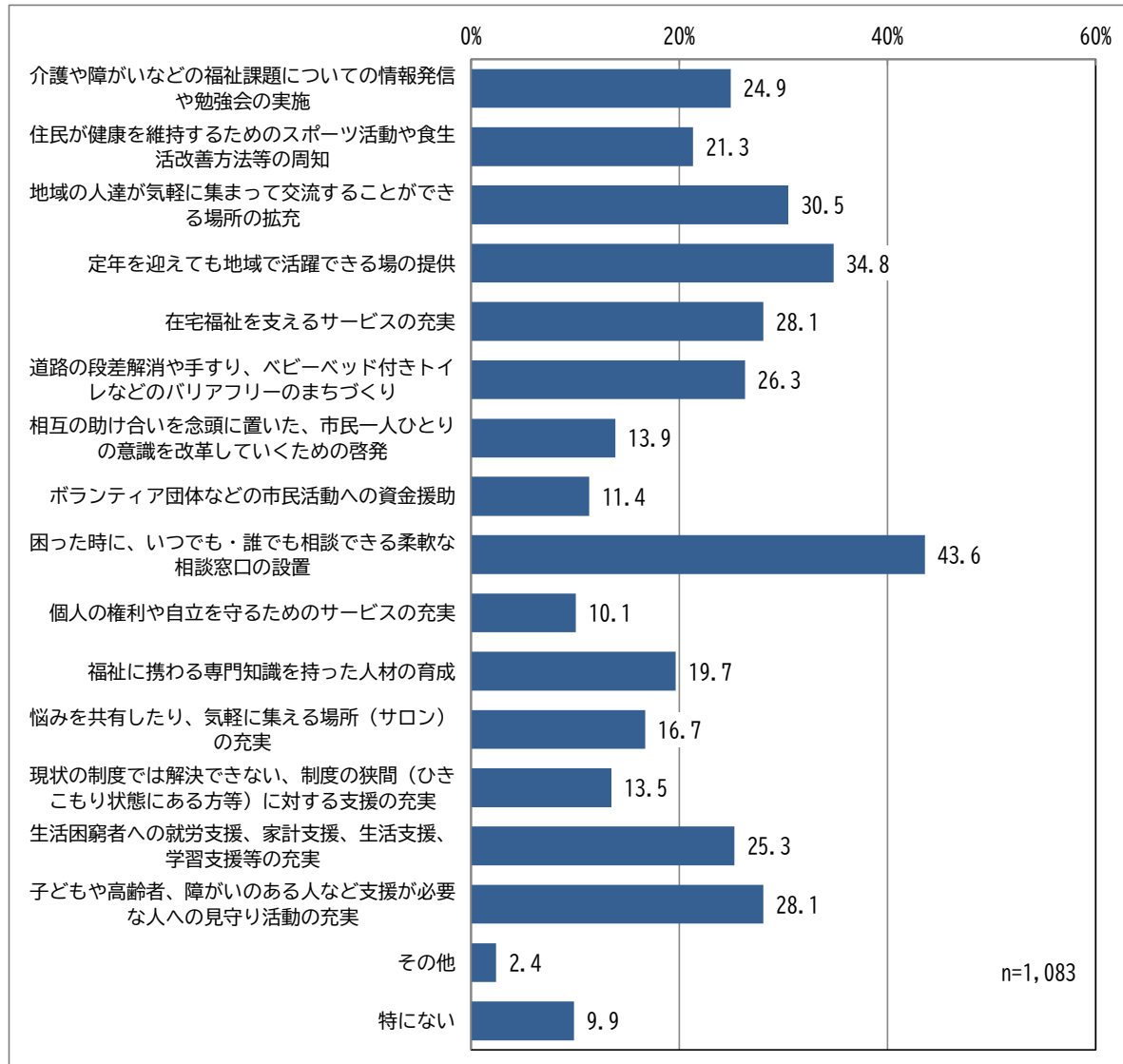
住みやすい地域になるために必要な取り組みでは、「地域の手助けが必要な人に対して積極的に声をかけるようにする」49.5%、「地域の自治会・町内会の活動に積極的に参加する」32.1%、「地域の防災訓練に参加して、緊急時の手助けが必要な人の避難方法を把握する」31.9%の回答が多くなっています。

【住みやすい地域になるために必要な取り組み】



住民の福祉活動を推進していく上で、市に期待することでは、「困った時に、いつでも・誰でも相談できる柔軟な相談窓口の設置」43.6%、「定年を迎えても地域で活躍できる場の提供」34.8%、「地域の人達が気軽に集まって交流することができる場所の拡充」30.5%の回答が多くなっています。

【住民の福祉活動を推進していく上で、市に期待すること】

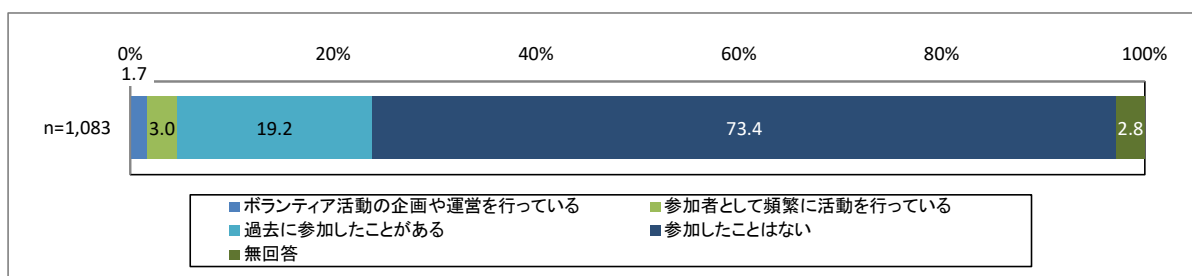


⑦ボランティア活動について

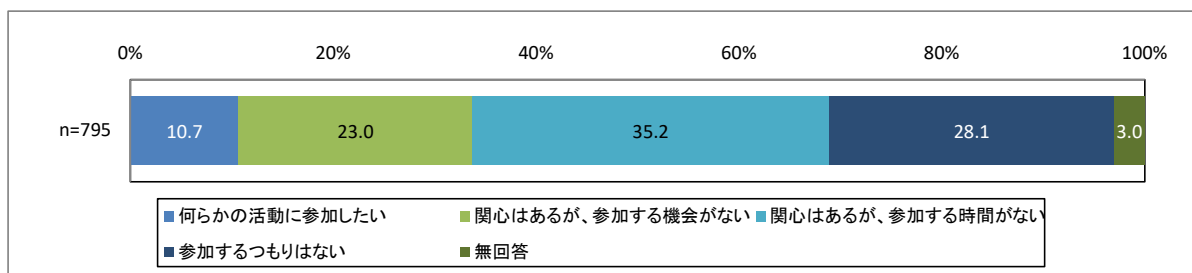
ボランティア活動や地域の助け合い活動への参加状況では、7割以上の方が「参加したことはない」と回答していますが、参加したことがない方に聞いた今後の参加意向では、「何らかの活動に参加したい」10.7%、「関心はあるが、参加する機会がない」23.0%、「関心はあるが、参加する時間がない」35.2%と、参加意向がある方は7割近くとなっています。

また、ボランティアを始めるきっかけづくりとして有効だと考えられるものでは、「友人や周りの人からの誘い」、「市など行政機関からの情報提供」や「ボランティア活動内容の周知(市広報や町内会回覧板など)」などが多くなっていることから、ボランティア活動や地域の助け合い活動に関する広報や啓発、参加しやすい仕組みづくりなどを行うことが参加者の増加につながると考えられます。

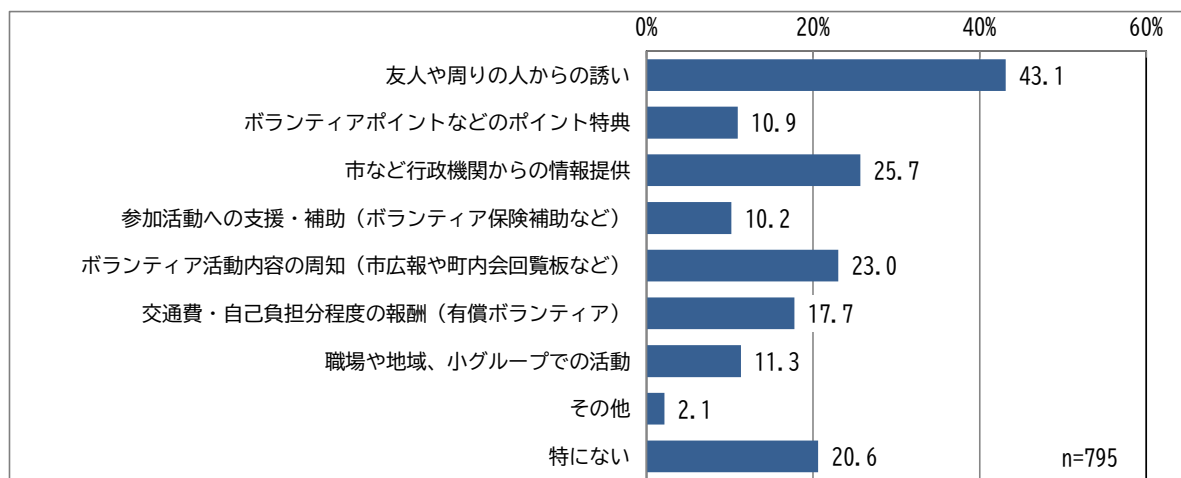
【ボランティア活動や地域の助け合い活動への参加状況】



【今後の参加意向(ボランティア活動や地域の助け合い活動に参加したことがない方のみ)】



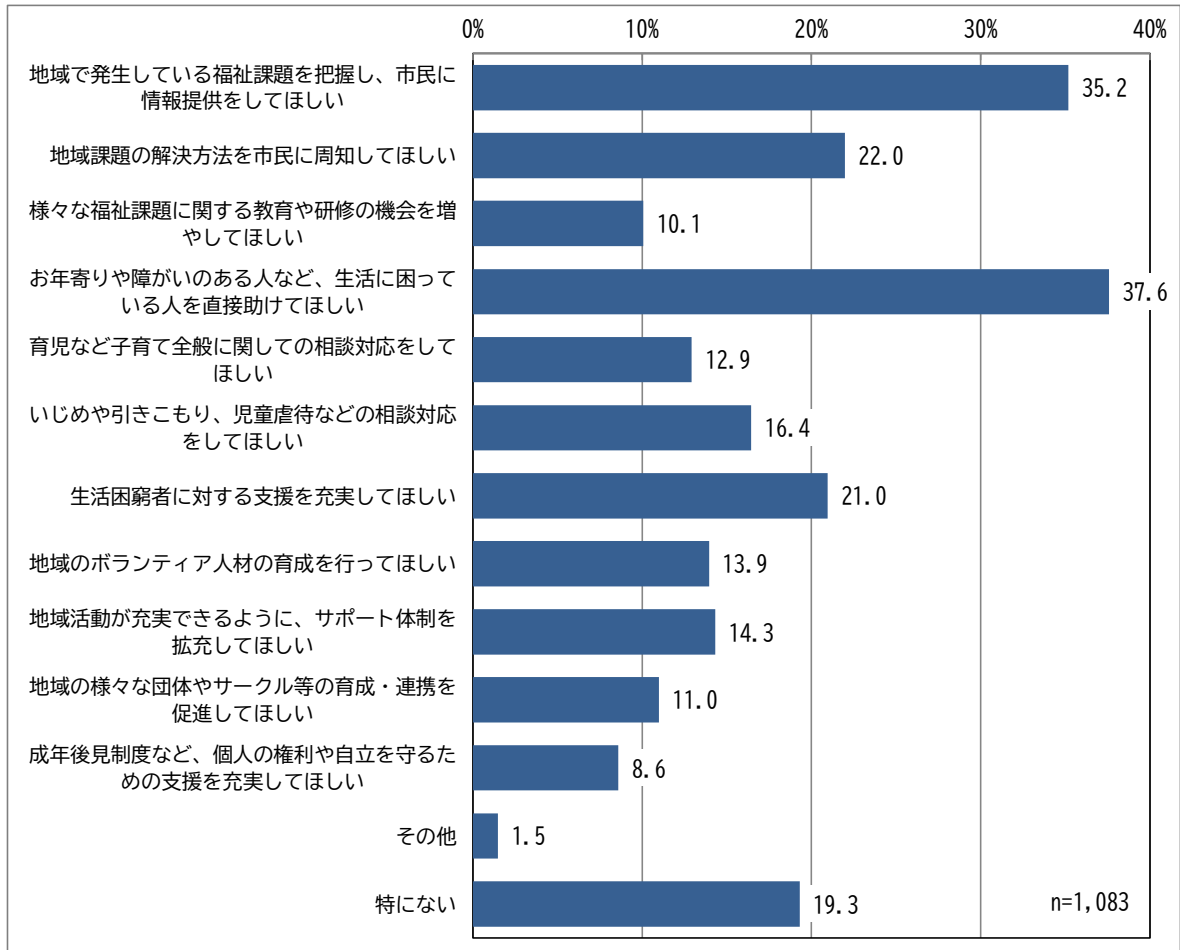
【ボランティアを始めるきっかけづくりとして有効だと考えられるもの】



⑧社会福祉協議会について

社会福祉協議会に期待することについては、「お年寄りや障がいのある人など、生活に困っている人を直接助けてほしい」37.6%、「地域で発生している福祉課題を把握し、市民に情報提供をしてほしい」35.2%、「地域課題の解決方法を市民に周知してほしい」22.0%の回答が多くなっています。

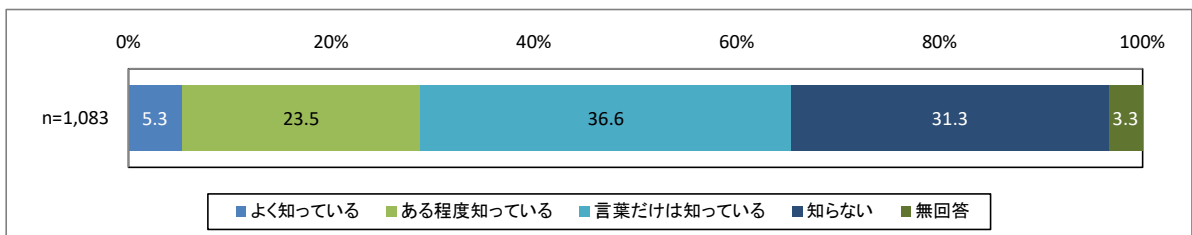
【社会福祉協議会に期待すること】



⑨成年後見制度について

成年後見制度の認知度では、「よく知っている」と「ある程度知っている」をあわせて28.8%に対し、「知らない」と「言葉だけは知っている」をあわせて67.9%と成年後見制度の認知度は低くなっています。

【成年後見制度の認知度】



⑩再犯防止について

再犯防止のために必要だと思うことについては、「家族や親戚など身近な人の支援」61.7%、「再犯防止に協力する民間協力者の支援」52.0%、「国や自治体など公共の支援」51.0%の回答が多くなっています。

なお、「地域住民の支援」は 34.5%となっています。

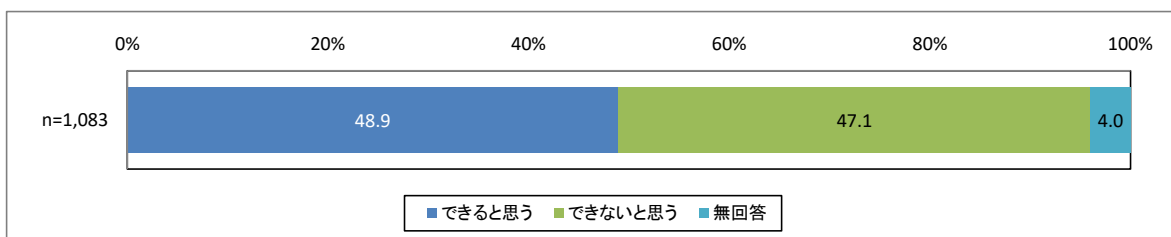
【再犯防止のために必要だと思うこと】



⑪災害時の対応について

災害時の適切な避難に関して、「できると思う」が 48.9%となっていますが、「できないと思う」も 47.1%と同程度います。「できないと思う」は「女性」に多く、年齢では「18～39 歳」の若い世代に多い結果になりました。

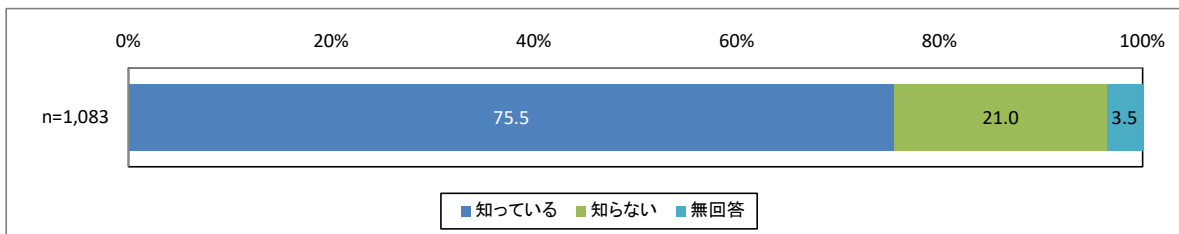
【災害時の適切な避難に関して】



属性	区分	全体	災害時の適切な避難に関して		無回答
			できると思う	できないと思う	
性別	男性	100.0	55.2	40.5	4.4
		482	266	195	21
女性		100.0	43.9	52.6	3.5
		595	261	313	21
年齢	18～39歳	100.0	46.9	51.5	1.5
		130	61	67	2
	40～64歳	100.0	50.1	48.0	1.9
		419	210	201	8
	65～74歳	100.0	52.3	41.8	5.9
	306	160	128	18	
	75歳以上	100.0	43.3	50.0	6.7
		224	97	112	15

また、地域での災害時の避難場所の認知状況に関しても、「18～39 歳」の若い世代で「知らない」が他の年代と比較して多くなっていることなどから、女性や若い世代も含めて避難場所を含めた災害に対する情報の更なる提供を行い、災害に対する理解を深めていただくことが急務であると考えられます。

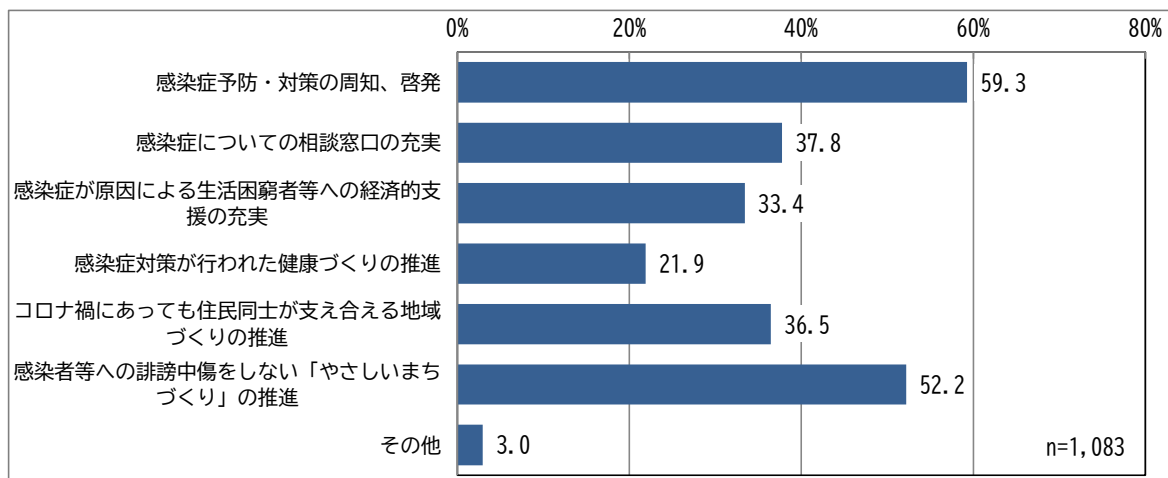
【地域での災害時の避難場所の認知状況】



属性	区分	全体	認知状況		
			知っている	知らない	無回答
年齢	18～39歳	100.0	72.3	26.9	0.8
		130	94	35	1
	40～64歳	100.0	78.5	19.8	1.7
		419	329	83	7
65～74歳		100.0	75.8	18.6	5.6
		306	232	57	17
75歳以上		100.0	71.4	22.8	5.8
		224	160	51	13

「with コロナ」の今後の社会に向けて、あなたが大切だと思うことでは、「感染症予防・対策の周知、啓発」59.3%、「感染者等への誹謗中傷をしない「やさしいまちづくり」の推進」52.2%、「感染症についての相談窓口の充実」37.8%の回答が多くなっています。

【「with コロナ」の今後の社会に向けて、あなたが大切だと思うこと】

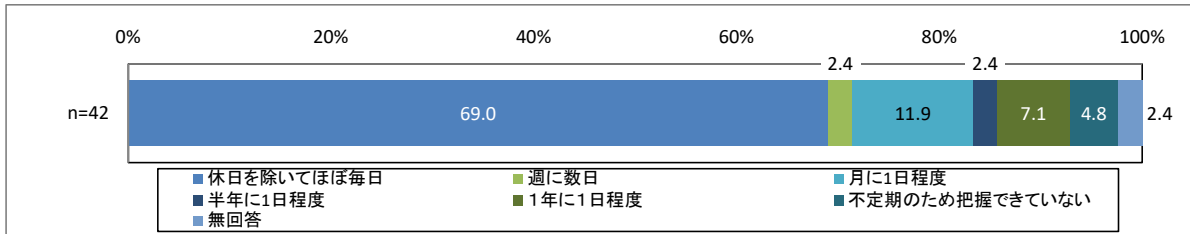


(2)関係団体等意識調査

①団体の活動について

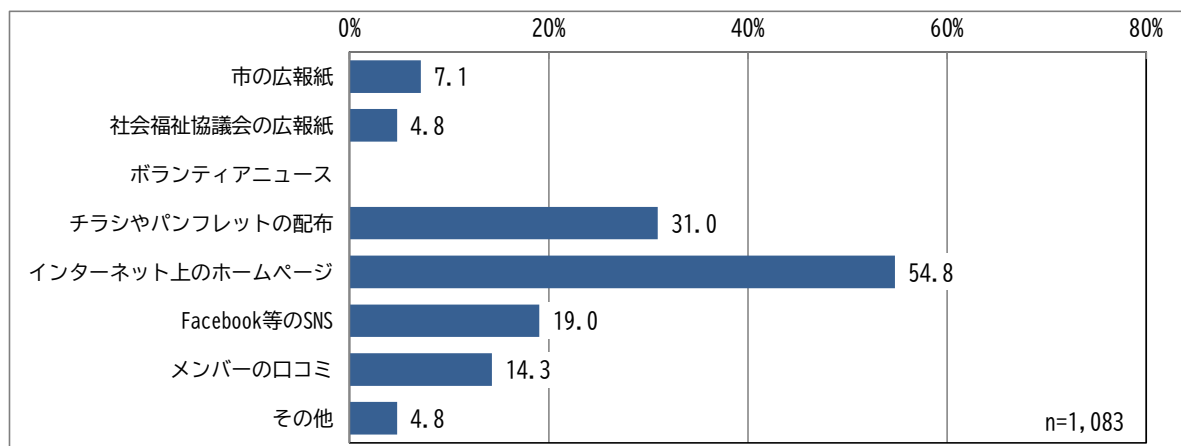
地域での活動の頻度では、「休日を除いてほぼ毎日」が69.0%で最も多く、次いで「月に1日程度」11.9%、「1年に1日程度」7.1%の順となっています。

【地域での活動の頻度】



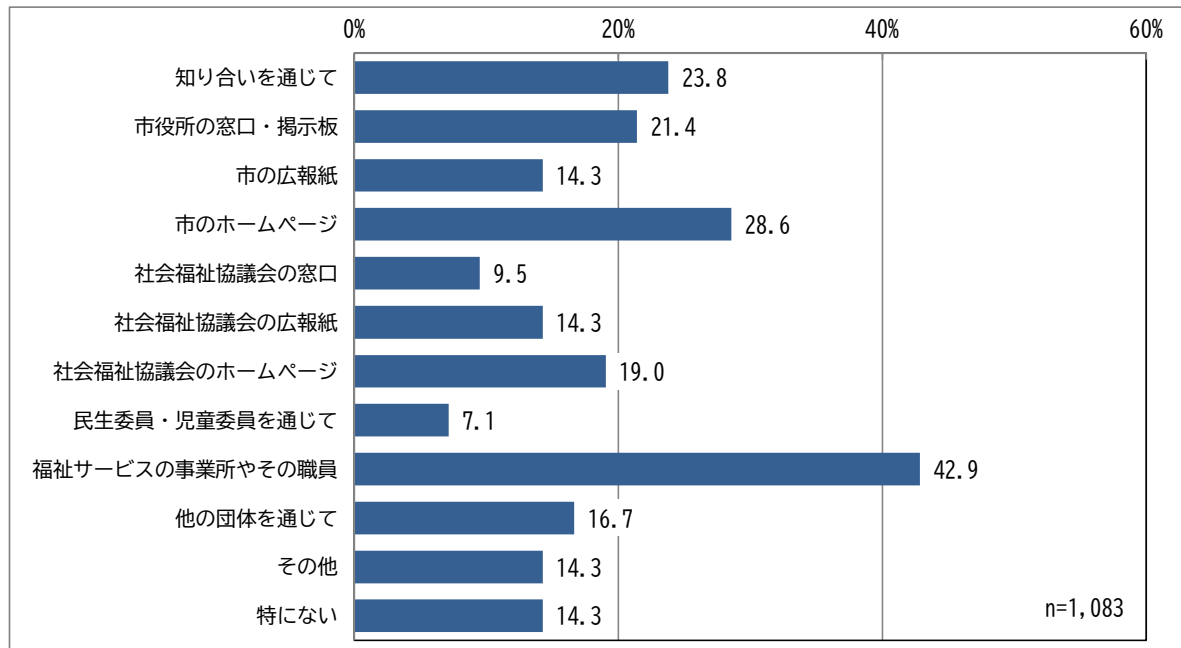
団体の情報や活動内容の発信方法では、「インターネット上のホームページ」が54.8%で最も多く、次いで「チラシやパンフレットの配布」31.0%、「Facebook等のSNS」19.0%の順となっています。

【団体の情報や活動内容の発信方法】



団体の活動に必要な情報の入手先では、「福祉サービスの事業所やその職員」が42.9%で最も多く、次いで「市のホームページ」28.6%、「知り合いを通じて」23.8%の順となっています。

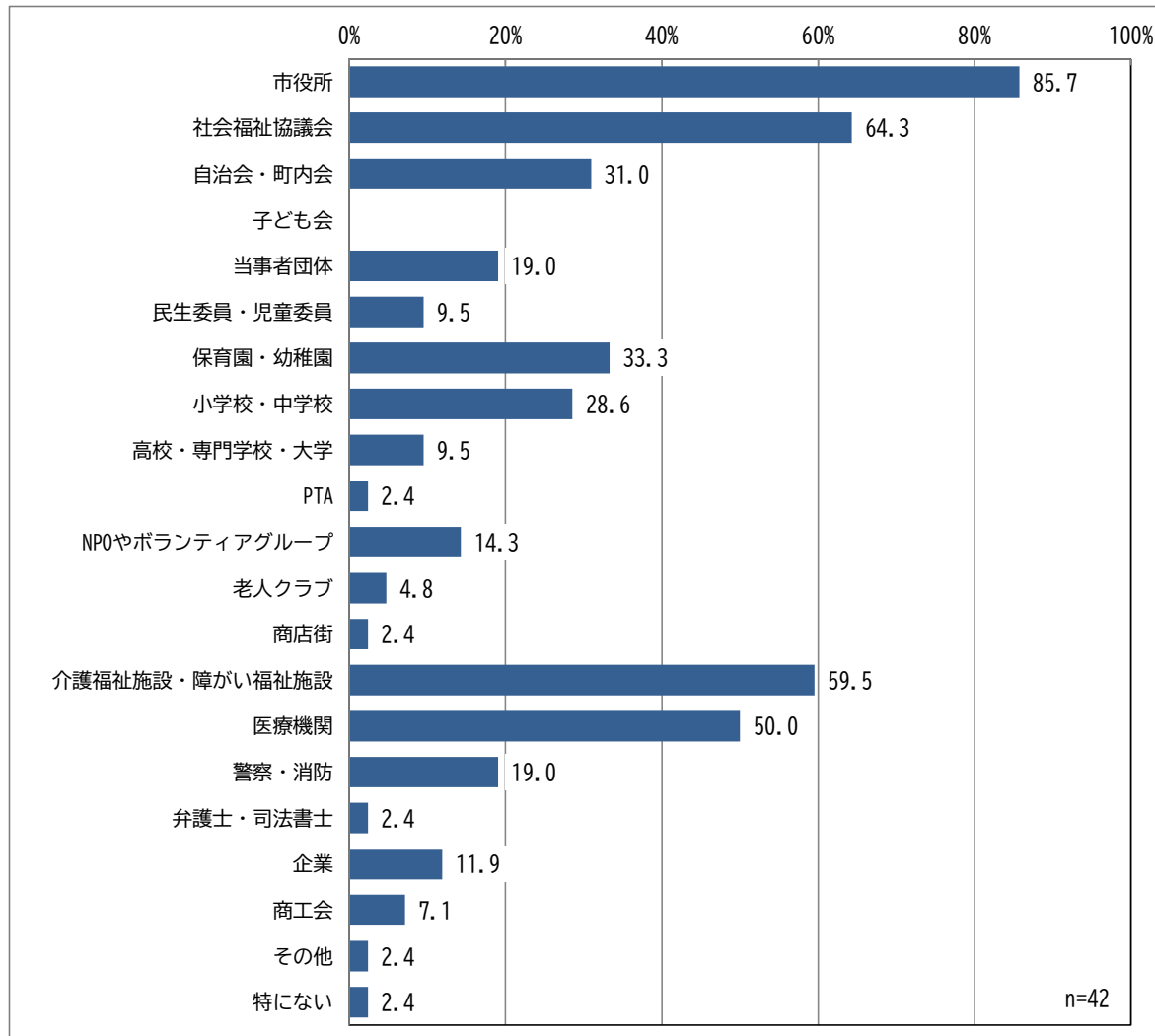
【団体の活動に必要な情報の入手先】



②他の関係機関との連携について

団体が活動を行う上で、連携している地域の他の団体・機関では、「市役所」が85.7%で最も多く、次いで「社会福祉協議会」64.3%、「介護福祉施設・障がい福祉施設」59.5%の順となっています。

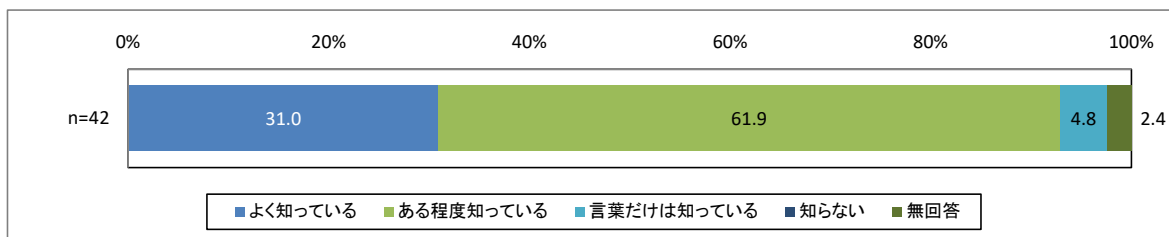
【団体が活動を行う上で、連携している地域の他の団体・機関】



③成年後見制度について

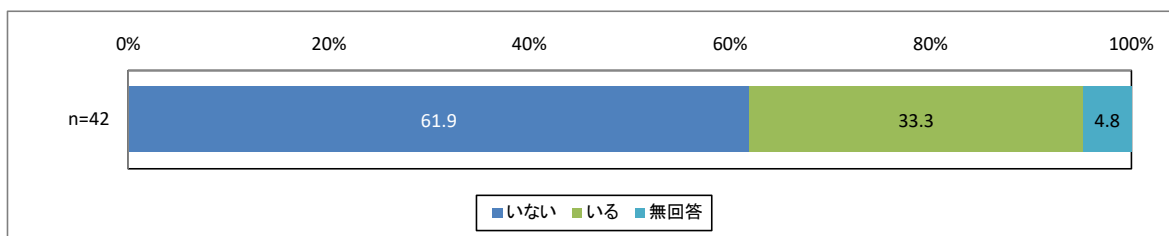
成年後見制度の認知度では、「ある程度知っている」が61.9%で最も多く、次いで「よく知っている」31.0%、「言葉だけは知っている」4.8%の順となっています。

【成年後見制度の認知度】



団体の中での成年後見制度が必要と考えられるニーズを持つ会員や利用者の有無では、「いない」が61.9%、「いる」が33.3%となっています。

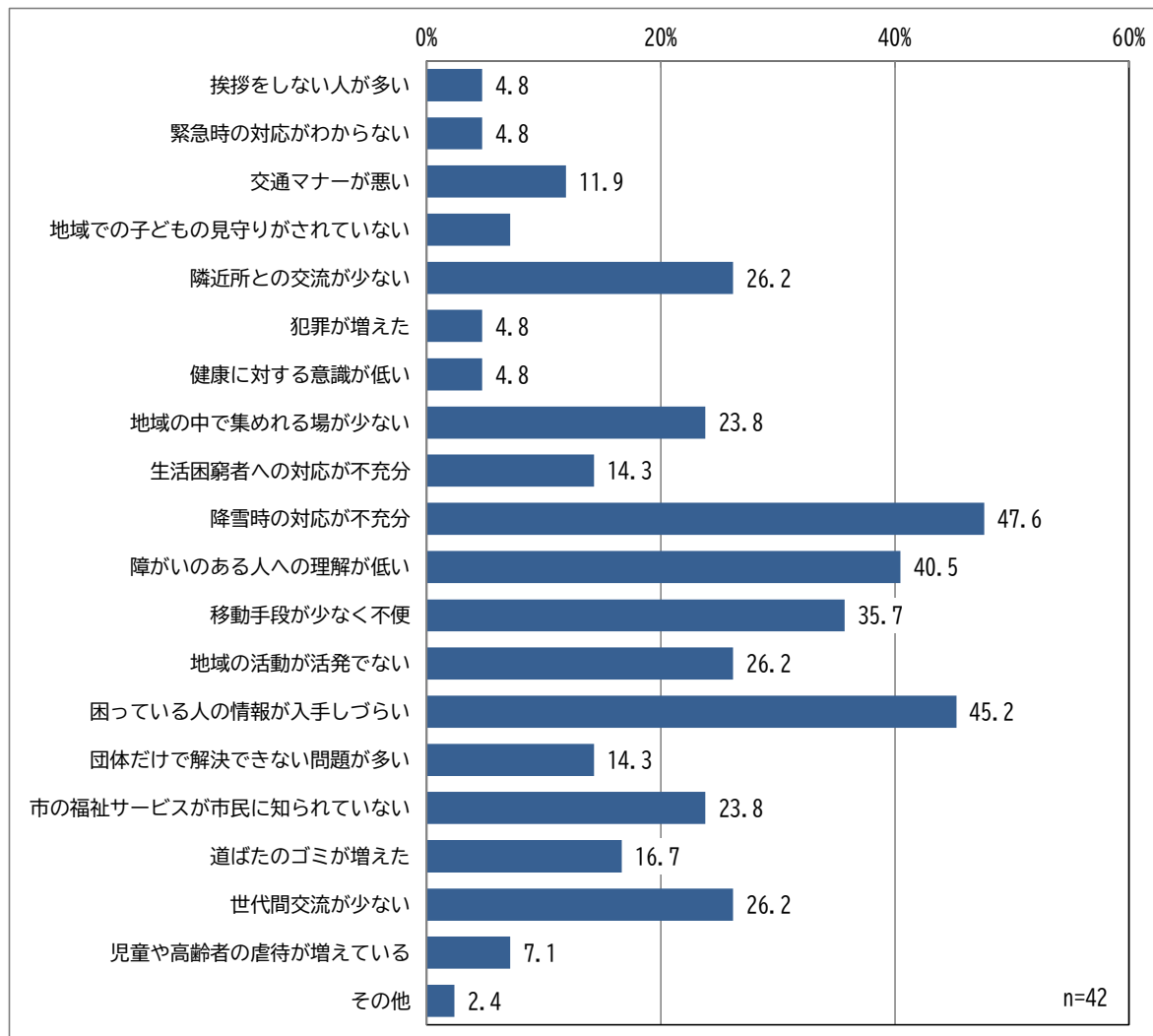
【成年後見制度が必要と考えられるニーズを持つ会員や利用者の有無】



④地域について

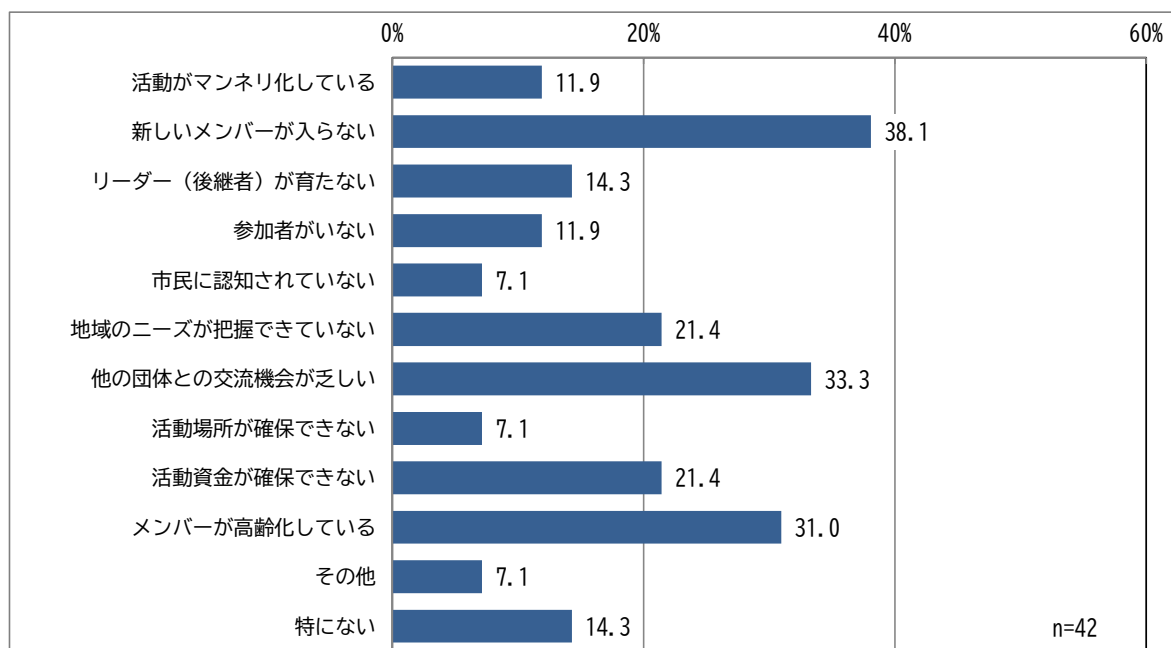
地域活動を通じて感じる、地域の課題では、「降雪時の対応が不十分」が47.6%で最も多く、次いで「困っている人の情報が入手しづらい」45.2%、「障がいのある人への理解が低い」40.5%の順となっています。

【地域活動を通じて感じる、地域の課題】



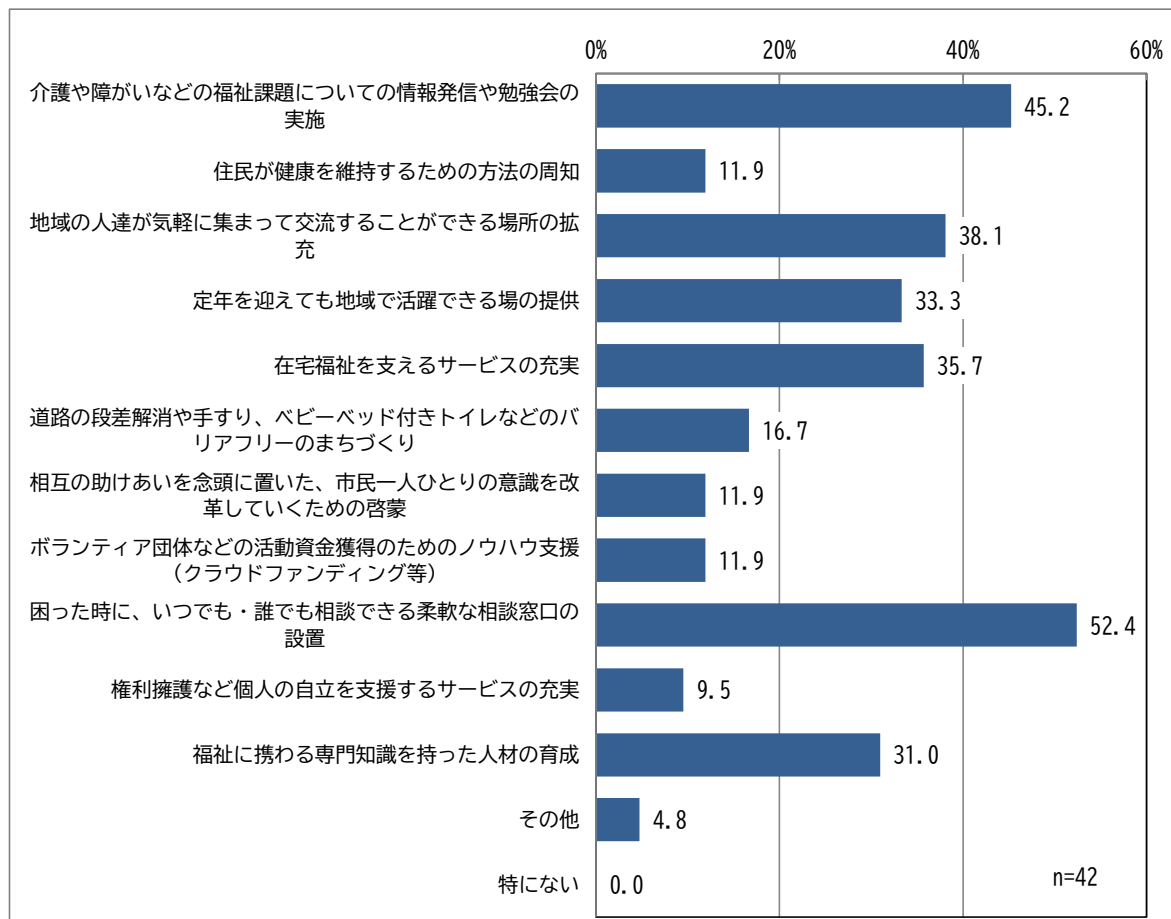
地域活動の中で困っていることでは、「新しいメンバーが入らない」が38.1%で最も多く、次いで「他の団体との交流機会が乏しい」33.3%、「メンバーが高齢化している」31.0%の順となっています。

【地域活動の中で困っていること】



地域における福祉活動の推進において、市に期待することでは、「困った時に、いつでも・誰でも相談できる柔軟な相談窓口の設置」が52.4%で最も多く、次いで「介護や障がいなどの福祉課題についての情報発信や勉強会の実施」45.2%、「地域の人達が気軽に集まって交流することができる場所の拡充」38.1%の順となっています。

【地域における福祉活動の推進において、市に期待すること】



第3章 地域福祉計画のビジョン

第3章 地域福祉計画のビジョン

1 計画の理念と目標

五所川原市第2期地域福祉計画においては、あらゆる人が、住み慣れた地域の中で自分らしい生活を実現するためには、市民一人ひとりの努力だけでなく、市民同士のつながりや協力を基盤とした、お互いの個性や権利を理解し尊重し合う地域全体の「支え合い」の実現を共通の目標として掲げ、「支えあいにつくる 安心が実感できるまち」を共通理念としました。

本計画においては、五所川原市第2期地域福祉計画の方向性はそのままに、共通理念を「支えあいにつくる 安心が実感できるまち」と定め、引き続き理念の実現に向けた取り組みを推進します。

【五所川原市の共通理念】

支えあいにつくる 安心が実感できるまち

また、共通理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の5項目を「五所川原市第3期地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標1	お互いを尊重しあう「心」づくり
基本目標2	社会を支える「仕組み」づくり
基本目標3	支えあいの「地域」づくり
基本目標4	市民が主役となる「取り組み」の推進
基本目標5	適切な「サービス」の充実

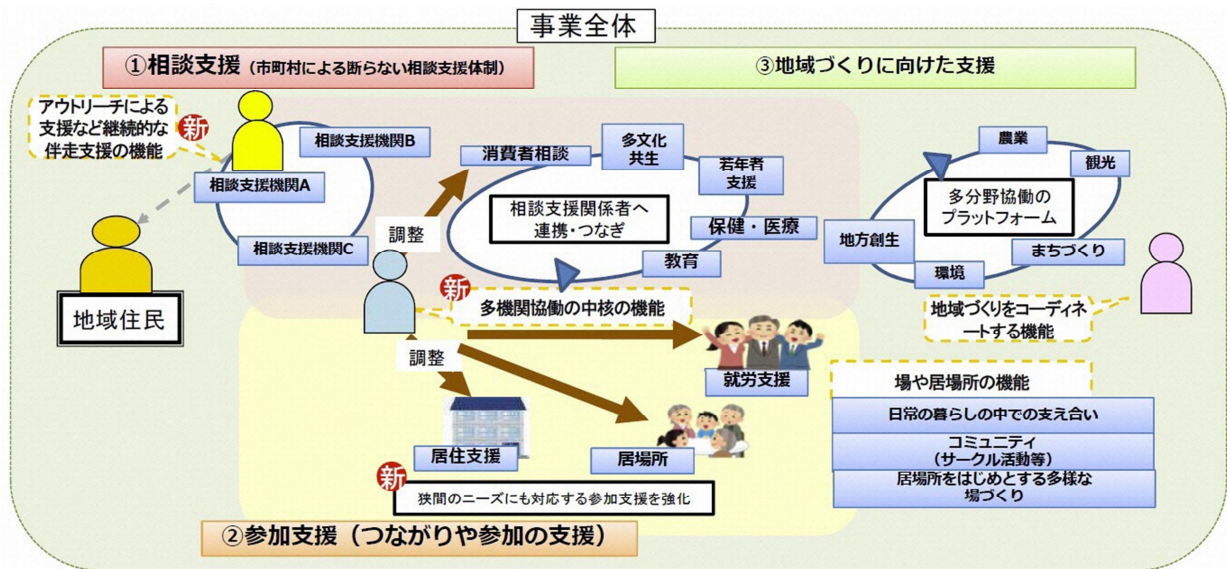
2 重層的支援体制整備に関して

(1)社会の現状と課題

これまでの日本の公的支援制度では高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉など対象者別・属性別に福祉サービスを提供することで専門的な公的支援が行われてきました。一方で、介護と育児に同時に直面するダブルケアや 80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるといった 8050 問題のような複雑化・複合化したリスクには従来の縦割りの公的支援の仕組みでは対応しきれないケースが発生してきています。

福祉の支援を必要とされる方々を取り巻く状況や問題が複雑化・複合化する中で、対象者の属性、世代、相談内容にかかわらず、相談を断ることなく適切に対応し、必要に応じて本人・世帯の状態に寄り添いながら、時に段階的で時間をかけた支援を行うなど、地域において計画的に支援することが可能な包括的な支援体制の整備が求められています。

そのため、本市でも地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する中で、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを生かしつつ、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するさらなる包括的な支援体制を構築するための検討を、現在における課題の一つと考えています。



(2)各事業の基本的な考え方

①相談支援事業

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮者自立支援を所管する福祉部が中心となり、各支援機関との連携を図り実施について検討します。

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める包括的支援相談窓口の設置又は体制づくりを検討します。

②参加支援事業

複雑化・複合化した課題に対応できるよう、支援ニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行えるコーディネーターの養成を検討し、新たな社会資源の開拓や既存の社会資源の拡充を図るなど、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応可能な体制の構築を検討します。

③地域づくり事業

通いの場、認知症カフェなど住民参加型の取り組みを今後も増やすとともに、今後は公民館等の活用なども含め、世代や対象に限定されない住民同士が出会い参加できる場や居場所の創出を目指します。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

社会から孤立している世帯や公的支援制度の対象要件に満たない制度の狭間にある対象者を地域での気づきから支援体制への円滑なつながりができる体制の構築を検討します。

自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況であっても支援を求めている人への支援ができるよう、アウトリーチを含む継続的な支援を行える体制づくりを目指します。

※ アウトリーチ…生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取り組み

⑤多機関協働事業

社会福祉協議会の総合相談の窓口など市内のさまざまなネットワークや協議会などを活用し、事業実施に向けた検討を行います。要保護児童対策地域協議会や地域包括ケア会議などの既存の多機関協働、専門職参加の協議会での取り組みを広げることで、単独の相談支援機関だけでは対応が難しい支援対象者等への課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、支援の方向性の整理を行える体制づくり、ネットワークの構築を目指します。

3 計画の体系図

共通理念	基本目標	具体的施策
支えあいのできるまち 安心が実感できるまち	1 お互いを尊重しあう「心」づくり	(1)福祉意識の醸成
		(2)権利擁護の推進
	2 社会を支える「仕組み」づくり	(1)福祉サービスの充実
		(2)災害時や緊急時の支援体制の強化
	3 支えあいの「地域」づくり	(3)防犯体制・交通安全対策の推進
	4 市民が主役となる「取り組み」の推進	(4)誰もが暮らしやすい環境の整備
	5 適切な「サービス」の充実	(5)自殺対策を視野に入れた支援の充実
		(1)地域団体活動の促進
		(2)ふれあいの充実
		(1)地域のネットワーク体制の充実
		(2)健康づくり・介護予防の促進
		(3)生きがいづくりの促進
		(1)相談支援体制の整備
		(2)情報提供体制の充実
		(3)地域福祉を担う人材の確保や育成
		(4)生活困窮者への自立支援の充実

4 計画の評価指標

本計画が定める5つの基本目標について、計画期間内での目標値を以下のように定め、計画の実行と進捗管理を行います。

基本目標1 お互いを尊重しあう「心」づくり	
目標設定	市民同士がお互いを理解し、ともに支えあいながら地域づくりを行うという共通理念を持つことで、五所川原市を暮らしやすいまちとする。

	現状	中間目標	最終目標
数値目標	63.9%	70%以上	75%以上
把握年度	令和5年度	令和8年度	令和10年度
評価方法	・市民アンケート【五所川原市の暮らしやすさ】 「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」		

基本目標2 社会を支える「仕組み」づくり	
目標設定	分野や組織を超えて、庁内外の関係機関・団体が連携して課題解決に臨むための、包括的な支援体制を構築する。

	現状	中間目標	最終目標
数値目標	66.7%	70%以上	75%以上
把握年度	令和5年度	令和8年度	令和10年度
評価方法	・団体アンケート【他の関係機関との連携について】 「市役所との連携について」「よい」「まあよい」		

基本目標3 支えあいの「地域」づくり	
目標設定	市民が地域活動を行うための環境づくりを支援し、地域活動やボランティア活動を活性化する。

	現状	中間目標	最終目標
数値目標	23.9%	30%以上	35%以上
把握年度	令和5年度	令和8年度	令和10年度
評価方法	・市民アンケート【ボランティア活動への参加】 「過去に1回以上参加したことがある」		

基本目標4 市民が主役となる「取り組み」の推進	
目標設定	一人ひとりが自身の健康維持・向上のための取り組みを行うことで、持続可能な地域福祉の基盤づくりをサポートする。

	現状	中間目標	最終目標
数値目標	38.5%	45%以上	50%以上
把握年度	令和5年度	令和8年度	令和10年度
評価方法	・市民アンケート【自身の健康状態】 「よい」「まあよい」		

基本目標5 適切な「サービス」の充実	
目標設定	市が実施している福祉サービスの相談窓口の周知を行い、困った時に誰もが利用できるための情報発信を行う。

	現状	中間目標	最終目標
数値目標	25.1%	20%以下	15%以下
把握年度	令和5年度	令和8年度	令和10年度
評価方法	・市民アンケート【市役所の相談窓口の利用状況】 「知らない・わからない」		

第4章 基本目標の展開

第4章 基本目標の展開

1 お互いを尊重しあう「心」づくり



(1)福祉意識の醸成

【現状と課題】

誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりの基本は、お互いの人権を尊重し合う気持ちや、同じ地域に住む者として困ったことがあったら支え合い、助け合うという気持ちが大切です。

しかし、社会環境の目まぐるしい変化の中、自分の住んでいる地域への関心や互いに助け合うコミュニティ意識は薄れつつあります。地域の中であいさつや交流を通じて支え合う意識を自然に育むとともに、住民が「福祉」について学び、正しい知識を身につけることが必要です。

全ての住民が、福祉に関する更なる関心を持ち、お互いを正しく理解し、人格を尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動が必要です。

【今後の方向性】

- 性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、住民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動を推進します。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○福祉や人権にかかわる様々な問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に参加しましょう。
○障がいのことなど、福祉に関する正しい知識を身につけましょう。
○障がいの有無や年齢、性別、国籍等にかかわらず、お互いを尊重し、理解し合う気持ちを家庭の中で育みましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。
○男女の固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が対等な立場で地域や団体の活動に取り組みましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
<p>○学校教育や社会教育の中で、ボランティア活動や交流等の体験活動や実践を通じた福祉教育を進めます。</p> <p>○社会福祉協議会と連携しながら、学校での福祉教育を推進するほか、さまざまな機会を利用し、地域住民の福祉に対する意識の向上や福祉についての教育を推進します。</p> <p>○講演会や研修会、体験学習などを実施し、福祉に対する意識啓発を行います。</p> <p>○男女共同参画の視点に基づく団体の育成やフォーラムの開催など、男女共同参画社会づくりを推進します。</p>

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
社会を明るくする運動	保護司、更生保護女性会と再犯防止等啓蒙活動、団体支援を行います。	福祉政策課
理解促進研修・啓発事業	障がいをお持ちの方や障がいの特性に関する地域住民の理解を深めるための研修やイベントを開催し、啓発活動を実施することで、「社会的障壁」の除去、共生社会の実現を図る。	福祉政策課
ふくし出前講座	市民からの依頼や要望に応じ、市内学校や地域に出向き、福祉体験等を通じて福祉への理解を深めます。	社会福祉協議会

(2)権利擁護の推進

【現状と課題】

地域福祉を推進する上で支援を必要とする人の人権を守り、虐待などの権利侵害を防止することは必要不可欠です。なかでも、自ら判断して福祉サービスを選択・契約することが困難な人が、適切な福祉サービスを利用するには、権利の行使を援助する制度、仕組みが必要です。

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき、適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行うとともに、サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を推進することが必要です。

また、高齢者、障がい者、児童等に対する虐待やDV(ドメスティックバイオレンス)等の課題を抱える家庭は、複数の課題が複雑に絡みあっているケースが多く、高齢者、障がい者、児童等各分野でそれぞれに個別対応を行うのではなく、市全体として権利擁護体制を整えていきます。

【施策の方向性】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知を行い、適切な利用促進や権利擁護のための相談支援体制の充実に取り組みます。
- 相談窓口の周知や機能充実、及び関係機関との連携など、虐待への迅速な対応を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○成年後見制度や日常生活自立支援事業などのサービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。
○高齢者や障がいのある人、子どもなどすべての人の人権を尊重し、虐待をしない、見逃さない意識を持ちましょう。
○虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、行政や警察に通報しましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。
○サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。
○虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
○成年後見制度についての相談窓口を充実し、的確かつ迅速に対応できるよう体制整備を図ります。
○社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業(権利擁護)の普及・啓発に努めます。
○さまざまな広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務など虐待防止に関わる情報を伝え、住民の意識啓発を図ります。
○個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守ります。

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な高齢者等に対して、成年後見制度利用に向けた市長申立て等を行います。 また、必要に応じて、申立てに要する経費及び後見人などの報酬の全部または一部を助成します。	地域包括支援課 福祉政策課 社会福祉協議会
成年後見制度利用促進支援事業	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。	地域包括支援課 福祉政策課 社会福祉協議会
権利擁護センターごしよがわら	高齢者若しくは障害者の権利擁護に係る司法、行政、医療等関係諸機関及び専門職等による緊密なネットワークを構築し、高齢者等の既存の福祉、保健サービス活用を支援します。	地域包括支援課 福祉政策課 社会福祉協議会
高齢者虐待防止	虐待を把握した場合に、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき、速やかに訪問する等の対応を行います。	地域包括支援課
障害者虐待防止センター	障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言、障害者虐待に関する広報、啓発などを行います。	福祉政策課
いじめ・不登校対策	児童生徒の悩みや不安を解消するための相談活動及び保護者への助言・支援を行います。	学校教育課 子育て支援課

2 社会を支える「仕組み」づくり



(1)福祉サービスの充実

【現状と課題】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのためには、住民が福祉サービスを質・量の両面で確保していくことが重要です。福祉サービスについては、従来、行政が中心となって提供してきましたが、最近では介護保険法や障害者総合支援法等にみられるように、さまざまな主体により、サービスが提供されるようになっていきます。

多様化する福祉サービスのニーズに、よりきめ細かに対応するためには、制度内の福祉サービスの充実とあわせて、住民、ボランティア、企業、社会福祉施設などとも連携しながら、質・量ともに十分なサービスを確保していくことが必要です。

【施策の方向性】

- 誰もが地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉に関わるさまざまなサービス提供者が連携し、それぞれの特性を活かした福祉サービスを展開することにより、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供します。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○自分の生活にかかわる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
○行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見・要望などを積極的に伝えましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○サービス事業者は保健・医療・福祉専門職の研修会や勉強会、情報共有の機会に積極的に参加しましょう。
○民生委員・児童委員、ボランティア等は積極的に研修会等に参加しましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
<p>○「老人福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの充実に努めます。</p> <p>○地域ケア体制の核としての地域包括支援センターの機能の充実を図ります。</p> <p>○障がいのある人の自立と社会参加の促進、保護者の負担軽減を図るため、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の充実を図ります。</p> <p>○福祉サービス提供者に対し、質の高いサービスを提供するための研修や講習会等の情報を提供し、技術の向上を図ります。</p>

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
地域ケア会議	地域包括支援センターが中心となって、医療、介護、民生委員、自治会長、NPO法人等と協働し、個別ケース等を通じて高齢者の地域生活を支援します。	地域包括支援課
在宅医療・介護連携推進事業	在宅療養をしている人に、医療と介護を一体的に提供するため、医療と介護関係者の連携を推進します。	地域包括支援課
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画に関することなど、子ども・子育て支援施策を推進します。	子育て支援課
各種医療費助成	ひとり親家庭や重度心身障害者などの経済的負担を軽減するために、医療費の一部を助成します。	子育て支援課 福祉政策課
各種福祉サービスの提供	介護保険サービス、障害福祉サービス、地域支援事業、地域生活支援事業などの福祉サービスの充実を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。	介護福祉課 地域包括支援課 福祉政策課

(2)災害時や緊急時の支援体制の強化

【現状と課題】

すべての住民が、住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、災害時や緊急時に安全、迅速に避難できるなど、防災体制の整備が必要です。

アンケート調査結果をみると、災害などの緊急事態が発生した場合に避難することができるかでは、「できないと思う」とした方が半数近くいらっしゃいます。また、災害時の避難場所を「知らない」とした方も2割以上という結果になりました。

すべての住民が住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、災害時や緊急時に必要な情報が的確に提供されることが必要であるとともに、災害対策は、行政だけの力では行き届かないところも多く、住民や関係団体と協働して取り組むことが必要であり、防災意識の啓発や活動の促進、防災訓練などを通じて、地域の防犯・防災力を高めていくことが重要です。

【施策の方向性】

- 平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。
○災害時に備え、非常時持ち出し品や非常備蓄品の準備をしましょう。
○災害時に必要と思われるものについては、ある程度自分自身でも備蓄しておき、定期的に確認しましょう。
○自分の身は自分で守るという意識を持っておきましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○子どもやひとり暮らしの高齢者、障がいのある人など災害時や緊急時の要支援者について把握し、関係機関などと情報を共有しておきましょう。
○定期的な避難訓練を行い、住民同士で災害時の共通認識をもつようにしましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
○避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、ホームページのほかハザードマップなどによる啓発・広報を行います。
○避難所において災害時要援護者が適切な支援を受けることができるよう体制の整備に努めます。
○災害別の避難場所や避難経路の周知、講座や広報紙等で防災に関する情報提供を充実し、住民の防災意識を高めます。
○万一の災害の場合に迅速な避難ができるよう、避難訓練等の開催を行います。
○避難行動要支援者名簿を更新し、民生委員・児童委員、自主防災組織、警察等の関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
災害対策	福祉的な課題などによって、災害時の自力での避難が困難な要支援者の状況を把握し、発災時の安全な避難行動に向けた対策を行います。	福祉政策課 介護福祉課 子育て支援課
	福祉避難所の開設訓練等の実施を行い、要支援者の避難行動への対策を推進します。	福祉政策課
	避難行動要支援者を地域で支援する体制を構築するため、町内会等の住民組織に対し、訓練や研修会などを通じて自主防災組織の重要性についての意識啓発を行います。	防災管理課
	避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、ホームページのほかハザードマップなどによる啓発・広報を行います。	防災管理課
	災害が発生した際、復興復旧支援のため、状況に応じて五所川原市災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアのマッチング等を行います。	福祉政策課 社会福祉協議会

(3)防犯体制・交通安全対策の推進

【現状と課題】

近年、経済の低迷を受け、犯罪率の増加、また犯罪そのものが巧妙及び悪質化・凶悪化してきています。その上、人口の減少にともない地域における住民の目が行き届かなくなっており、児童の登下校時の犯罪被害や昼間一人きりになる高齢者の悪徳商法被害など、住民が犯罪に巻き込まれる状況も多くなっています。また、交通安全については、高齢者が関係する(加害者・被害者)交通事故等も多発しています。

凶悪化や多様化する犯罪に対応するためには、警察による防犯対策とともに、戸締りや不審者に気をつけるようにお互いに声をかけ合い、回覧板や広報などを活用した情報提供など、行政だけでなく、住民や関係団体と協働のもと犯罪の未然防止、拡大防止に取り組んでいくことが求められます。

また、交通安全対策については、環境の整備のみならず、高齢者、子どもや障がい者に対して思いやりの心を持って誰もが接し、交通安全に対する強い意識を持つことが必要です。

【施策の方向性】

- 子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や事故から守るため、地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○不審な人や車を見かけたり、不審な電話を受けたなど見聞きした場合は、周りの人や警察、市役所に連絡・相談しましょう。
○防犯知識を身につけるとともに警察などの犯罪情報に留意し、自らの安全確保だけでなく、身近な子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう気をつけましょう。
○住民一人ひとりが、交通安全を意識し、交通マナーを守るよう心がけましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○戸締りや不審者に気をつけるようにお互いに声をかけ合いましょう。
○不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。
○学校やPTA などの関係団体や警察など公的機関と連携し、地域の中での自主的な防犯活動や交通安全対策を進めましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
○警察をはじめ各関係団体、地域の協力を得ながら、犯罪の未然防止に関する助言や情報提供を行い、住民の安全確保のための施策を推進します。
○住民の防犯や交通安全意識を高めるため、広報紙や SNS などでの周知啓発や講座を開催するなど、啓発活動の充実に努めます。
○あいさつ運動や声かけなど、地域が進める見守り、助け合いの仕組みづくりを支援します。

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
通学路安全・防犯プログラム	通学路安全・防犯プログラムに基づき、通学路上の危険箇所について関係機関と情報共有し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っています。	教育総務課
五所川原市ブロック塀等耐震改修促進支援事業	地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による事故の発生及び避難路の交通障害を未然に防止することを目的として、既存のブロック塀等の所有者等が行う耐震改修工事又は除却工事に要する経費に対し、補助金を交付します。	建築住宅課
おでかけ見守り事業	「おでかけ見守りシール」を無料で配布しています。認知症等で行方不明になった際や災害時の安否確認が早期にできるよう努めています。衣類等に貼ったQRコードを読み取る事で、登録者へ瞬時に読み取った旨の通知が届きます。	地域包括支援課
GPS 機器提供事業	認知症等で行方不明になるおそれのある高齢者を介護する方に、GPSを利用して高齢者の所在を探索できる機器を提供します。初期費用は市で負担し、月額利用料をご本人または介護者の方にご負担いただきます。	地域包括支援課
地域ぐるみでの見守り体制づくり	地域住民が子どもたちの登下校の時間帯に防犯の視点をもって見守る「ながら見守り」と子ども等が声かけ・つきまといなどから一時的に保護し安全を確保する「こども・女性110番の家」を推進します。	環境対策課
交通安全運動	市民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指します。	環境対策課

(4)誰もが暮らしやすい環境の整備

【現状と課題】

全ての住民が安心して快適に生活するためには、道路や各種施設等、地域全体の生活基盤の整備が必要です。また、高齢者や障がい者等、支援を必要とする人が、地域で自立して生活するためには、外出のための移動手段の確保が重要になります。

全ての人にとってやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備、誰もが安心して利用できる買い物環境の整備など、誰もが利用しやすい環境の整備が必要です。

【施策の方向性】

- 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが積極的に社会参加できるよう、道路や公共施設など地域の環境のバリアフリー化や心のバリアフリー化、さらにユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 交通ネットワークを充実するとともに、高齢者や障がいのある人などの移動が困難な人への支援を検討していきます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○環境美化活動等、人にやさしく美しいまちづくりに参加しましょう。
○高齢者、障がい者等すべての人が利用しやすい生活環境づくりを心がけましょう。(障がい者用駐車スペースに駐車しない、点字ブロック上に物を置かないなど)
○ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方を理解し、協力しましょう。
○利用しにくい公共施設等があった場合、行政に対して意見・要望等を伝えましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○地域で道路等の危険箇所を把握し、不便や危険なところがあれば行政や民間事業者など、それぞれの管理者に意見・要望を伝えましょう。
○美しい環境を守るため、ポイ捨てや不法投棄、ペットの放し飼い等をしないように呼びかけましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
○ユニバーサルデザインの考え方に基いて、道路や公共施設等を計画的に整備・改善していきます。
○乗り合いタクシーやコミュニティバスの運行を通じ、交通弱者の生活交通手段の確保を図ります。
○広報紙やホームページ等で、バリアフリーやユニバーサルデザインについて住民に周知します。
○市営住宅の適正な維持管理を行い、快適な住環境の確保に努めます。
○公園の適正な維持管理により、景観保全に努めます。
○運転免許証返納者に対して、公共交通を活用した移動手段の確保及び拡充を図ります。

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
見守り移動販売支援補助金	買い物に困窮している高齢者の利便性を確保し、見守り活動により住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていける環境づくりとして、移動スーパーを行う方の開業資金の一部を補助します。	介護福祉課
高齢者除雪等支援事業	在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活を継続、維持するため、門口除雪等の支援を行います。	介護福祉課
図書館バリアフリーサービス	録音図書や点訳図書の貸出（全国の点字図書館等から借りて貸出します）、布えほんの貸出、大活字本の貸出、対面朗読、録音図書用機器の貸出と操作講習、読書補助具の用意などを行います。 大活字本・朗読CD・LLブックは誰でも、布えほん・マルチメディアデイジー図書は特別支援学級等へ、録音図書・点訳図書は、「バリアフリーサービス利用登録」をした方へ貸出します。申請は、老眼等で読書が困難な方は障害者手帳が無くてもできます。点訳図書は全国の点字図書館等から借りて、録音図書（デイジー図書）はサピエ及び国立国会図書館からダウンロードして提供します。	図書館
認知症サポーター等養成事業	認知症になっても安心して暮らせる街づくりのため、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守り・支援する認知症サポーターを養成します。	地域包括支援課
認知症カフェ委託事業	認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し、認知症の人を支える繋がりを支援できる居場所づくりに取り組んでいます。月1回（概ね第2日曜日）10時から12時、場所は五所川原市中央公民館で行っています。	地域包括支援課
乗降・待合場所等のバリアフリー機能の強化	五所川原市地域公共交通計画に基づき、安心して公共交通を利用できるように、利用頻度の高い乗降・待合場所等のバリアフリー機能について強化することを検討します。	都市・交通課
ユニバーサルデザイン等の利用しやすい車両の導入	五所川原市地域公共交通計画に基づき、公共交通車両においては、高齢者や障がい者、子育て世帯などが安心・快適に利用できるよう、車いすやベビーカーなどでも乗り降りしやすい低床・ノンステップ車両の導入について検討します。	都市・交通課
高齢者、自動車運転免許証返納者の公共交通利用に対する支援	五所川原市地域公共交通計画に基づき、高齢者や自動車運転免許証返納者への支援として、路線バスに対する支援施策を継続することにより支援を行います。	都市・交通課
ユニバーサルデザインを考慮した公園施設整備の推進	公園施設整備計画に基づき、高齢者や障がい者に留まらず誰もが利用しやすい公園となるよう、施設の更新や改修を行う際には、ニーズを踏まえ、ユニバーサルデザイン化を考慮しながら整備を行います。	都市・交通課

(5)自殺対策を視野に入れた支援の充実

【現状と課題】

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるよう地域レベルの実践的な取り組みを中心とするものへと、転換を図っていくことが必要とのことから、国では自殺総合対策大綱を見直しています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、自治体、関係団体、民間団体、地域住民等が連携・協働して総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。自治体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、地域住民にも自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「五所川原市いのち支える自殺対策計画」に基づき、自殺予防対策の推進を図ります。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○こころの健康に関心を持ちましょう。
○悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○自殺言動がある方などの情報を関係機関へ連絡しましょう。
○自殺言動がある方などを相談窓口へつなげましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
○自殺言動のある方などの情報共有を行うとともに、相談体制の充実を図ります。
○関係機関と連携をとりながら専門的な知識を持つ人材育成を図ります。
○自殺対策への知識を啓発するとともに、相談窓口を周知し自殺予防に取り組みます。

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
こころの相談	保健師や心理士が相談員となり、悩みの軽減やその家族からの相談（毎月1回）に応じ、必要な支援を行います。また、法律や複合的な問題に対して、弁護士や複数の専門職で年1回以上総合相談を行います。また、青森県等が実施する SNS アプリ「LINE」による相談窓口を周知します。	健康推進課
相談窓口の周知	こころの悩みを抱えたときに相談先に困ることがないように、市役所をはじめとする専門の相談窓口を紙媒体、広報、ホームページ等あらゆる機会を捉えて周知を図ります。	健康推進課
ゲートキーパー研修	地域の活動団体と協働して、一般市民や各種団体を対象に研修会を開催し、悩みのある人に寄り添うゲートキーパーを増やします。	健康推進課
児童生徒の SOS の出し方教育	小学校5・6年生、中学生を対象にストレスとの付き合い方や、信頼できる大人への相談方法について教育活動を行います。	健康推進課
居場所づくりの充実	市民が読書環境があり生涯学習の場として活用できる図書館を活用し、社会とのつながりを持ち安心して過ごせる居場所づくりをおこないます。	健康推進課 図書館
企画展示	自殺予防週間・自殺対策強化月間等にあわせて、市庁舎土間ホール、各総合支所、市立図書館で「いのち」や「こころの健康」をテーマにした企画展示を行います。	健康推進課 図書館

3 支えあいの「地域」づくり



(1)地域団体活動の促進

【現状と課題】

民生委員・児童委員、福祉に関わる団体等は、地域福祉の推進主体として重要な役割を果たしており、高齢者や障がい者、子育て家庭への支援など、さまざまな分野で活躍しており、それぞれの特性を活かしながら、地域福祉の取り組みを進めていくことが大切です。

民生委員・児童委員、関係団体等と連携して活動の周知などに取り組み、関係団体の活動のさらなる活性化を図ることが必要です。

【施策の方向性】

- 地域のさまざまな団体と連携し、地域における活動内容の周知や、人材の確保に向けた協力などを行い、各種団体の活動に対する支援を行います。
- 民生委員・児童委員など福祉に関わる団体の活動内容の周知などを行い、地域のさまざまな団体の活動の促進を図ります。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の出来事や周りの人に関心を持ち、地域の話し合いやワークショップ等に参加しましょう。 ○自分のできる範囲で、地域の各種団体への協力を行きましょう。 ○市の未来や課題に関心を持ち、家族や友人、地域の人と話し合いましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○各地域で地域福祉の課題などを話し合う場を設定し、その解決策を地域の中で検討しましょう。 ○地域で支え合いや見守り活動等を行っている団体同士が連携して、より効果的な活動を行きましょう。 ○地域の団体は住民が参画しやすい体制づくりに努めるとともに、活動のPRを行きましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
<p>○地域福祉に関わるさまざまな団体と連携し、活動内容等の広報や、活動の場の提供等の活動支援に努めます。</p> <p>○支えあい活動を活性化するためのしくみを推進していきます。</p> <p>○地域の団体やグループの取り組みの情報発信に協力します。</p>

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	地域における子育てに関する相談指導を行うとともに、子育てサークル等の育成・支援、保育に関する地域資源の情報提供などを行います。	子育て支援課
自治会振興交付金事業	住民自治の充実を図ることを目的に、自治活動に必要な費用の一部を支援します。	総務課
市民活動応援事業	地域課題を解決するため、市民団体が行う地域活動へ補助金を支給します。	ふるさと未来戦略課
輝く☆学生応援プロジェクト	地域課題を解決するため、学生団体が行う地域活動へ補助金を支給します。	ふるさと未来戦略課
民生委員・児童委員	地域における身近な相談者である民生委員・児童委員の活動をサポートします。	福祉政策課

(2)ふれあいの充実

【現状と課題】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの基本となるのは、個人の活動も大切ですが、身近な地域の中での人と人との「つながり」が、より地域の力を育みます。しかし、近年、隣近所での助け合いやコミュニケーションの不足、地域行事など交流機会の減少などが指摘されています。

アンケート調査結果をみると、隣近所の人との付き合いの状況では、「会えば挨拶をする」が半数程度と最も多く、「近所の人と交流したことがない」「顔はわかるが、話したことはない」も少数ですが見られます。

地域の問題の解決のためには、同じ地域に住む人同士が知り合い、助け合う意識を持つことが大切であり、このような助け合いの意識は、日常的で自然なふれあいの中から生まれるものです。地域の中で、住民同士が自然に交流できる場づくりや、日頃からのあいさつ・声かけ等による交流・ふれあいを促進することが必要です。

【施策の方向性】

- 「地域のつながり」を大切にし、あいさつや声かけ、地域交流・ふれあいを活性化します。
- 高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭など、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○積極的にあいさつや声かけをするなど、普段からコミュニケーションをとりましょう。
○地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域の様々な世代の人との交流を持ちましょう。
○公民館などの身近な地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。
○公共施設を利用するにあたっては、マナーを守って使用しましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○地域の住民が気軽に参加できる行事やイベントを企画・開催し、交流の機会を広げましょう。
○地域行事等を積極的に住民に周知し、参加を促進しましょう。
○交流の場、居場所づくりを企画し、運営しましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
<p>○地域での世代間の交流を支援します。</p> <p>○地域での行事やイベント、地域活動等について、広報やホームページなどを通じて情報提供の充実を図ります。</p> <p>○イベント情報の提供や活動の助成等を進め、地域での交流・居場所づくりを支援します。</p> <p>○身近なところで住民同士が交流できる場所づくりや行事の開催を行います。</p>

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
子どもフェスティバル キッズフェスタ	親子や子ども達を対象に、居場所づくりや学びの場を提供するため、地域住民や関係団体と連携し、イベントを開催いたします。	社会教育課 子育て支援課
みんなの教室	市民の自主的な学習活動を支援するため、五所川原市中央公民館を主会場に教室を開催します。	中央公民館
市民教養教室	市民の自主的な学習活動を支援するため、金木公民館を主会場に教室を開催します。	中央公民館
ふれあい・いきいきサロン	地域住民が研修交流を行い、生きがいや社会参加の意欲向上のためのサロン運営を支援します。	社会福祉協議会
五所川原市ボランティア・市民活動センター	ボランティア団体の連携・情報交換等や活動の支援を行います。	社会福祉協議会
五所川原子ども宅食 おすそわけ便	子育て世帯を対象にイベントや食材配付等を通じて相談できる体制づくりを行います。	子育て支援課 社会福祉協議会

4 市民が主役となる「取り組み」の推進



(1)地域のネットワーク体制の充実

【現状と課題】

高齢者や障がい者、子どもなどの様々な要支援者に対しては、地域の個人や各種団体がつながりあって支援するネットワークづくりが必要です。

地域の活動や交流の機会を通じて情報を伝え、みんなが共有できる体制を整え、地域住民をはじめとして民生委員・児童委員、ボランティア等や、各種団体、社会福祉協議会などが互いに交流・連携を深めるとともに、団体間や地域間で協力しながら活動を充実させ、地域のネットワーク体制を整えることが必要です。

市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

【施策の方向性】

- 地域の中で安心感を実感するためには、地域の中での住民相互の助け合いが必要になります。身近な地域単位で、住民や関係団体が連携して、支え合いのためのネットワークづくりや、支え合い・助け合い活動を推進します。
- 可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進します。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○自治会活動など地域の活動への関心を持ち、積極的に参加しましょう。
○地区の広報や回覧文書等には目を通し、家族の中で情報を共有しましょう。
○隣近所で声かけや助け合いを行いましょ。
○地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけましょ。
○ひとり暮らし高齢者などは緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけましょ。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
<p>○近所の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などを日頃から気にかけてみましょう。</p> <p>○支援を必要とする世帯の見守りや社会活動への参加を促し、障がいのある人やその家族との交流を深めましょう。</p> <p>○近所づきあいや地区の集まりなど、さまざまな地域活動の中で、民生委員・児童委員、ボランティア等を中心に、身近な地域での福祉情報を共有しましょう。</p>

【市の取り組み】

主な取り組み
<p>○地域単位での支え合うしくみづくりをサポートします。</p> <p>○各地区の地域活動について情報提供を行います。</p> <p>○地域における支え合い・助け合いのネットワーク活動の構築・強化に向けて関係団体を支援するとともに、情報提供や啓発活動を進めます。</p> <p>○地域における支え合い・助け合いのネットワーク活動における個人情報の取り扱いや守秘義務を守ることに関する啓発を図ります。</p> <p>○認知症の人やその家族等に対する地域支援の体制を構築し、認知症ケアの向上を図ります。</p>

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業(地域における共助の基盤づくり)	社会福祉協議会と連携して、地域において見守り等の活動を行う人材を育成します。	福祉政策課 社会福祉協議会
認知症対策	認知症フォーラムや認知症カフェの開催、専門職による訪問支援等を通じて、認知症に対する理解促進とケアの充実を図ります。	地域包括支援課
生活支援体制整備事業	地域における高齢者の生活支援体制を整備するため、生活支援コーディネーターの配置や推進体制の構築を行います。	地域包括支援課 社会福祉協議会
認知症サポーター養成講座	地域で認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成する講座を開催します。	地域包括支援課
アクティブシニアポイント事業	退職後の活躍の場づくりとして、ボランティア活動に対してポイントを付与し、貯まったポイントを商品券と交換するものです。 自身の健康と元気を向上させ、お互いに支え合うことを目指すものです。	地域包括支援課 社会福祉協議会
地域見守り支えあい事業	町内会での見守り活動や交流活動等を通じて、顔の見える関係づくりを行い、小地域の日常的な見守りをする事で地域住民同士での支えあいを支援します。	社会福祉協議会

(2)健康づくり・介護予防の促進

【現状と課題】

健康であることはすべての人にとっての願いであり、住民一人ひとりの健康は地域福祉を支える基盤でもあります。しかし、生活様式が多様化している現代社会では、生活習慣病などが増加し、健康を維持していくことが難しくなりつつあります。福祉や医療など、いざという時の安全網、支援体制を整えることは大切ですが、自分の健康は、自ら守り、つくるという意識を持つことも大切です。

また、高齢化の進む中で余暇時間が増大し、いかに自分らしくいきいきと暮らすかが、生活していくうえでの大きな課題となっています。仲間づくりにもつながる運動やふれあい・いきいきサロンなど、地域ぐるみで取り組むことで健康づくりや介護予防・認知症対応の輪を広げ、住民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らし、働くことが地域の活力源となり、地域福祉推進の力にもなります。

【施策の方向性】

- 健康づくりに対する意識啓発を行うとともに、それぞれの生活環境やライフステージに応じて、体や心の健康維持・向上のために必要なサポートに取り組みます。特に、高齢者をはじめとする「生活介助が必要な人とその家族」は健康面での不安が他に比べて高いため、介護予防活動を通じた状況把握と重点的な対策に努めます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○個人の健康に対する意識を高め、生活習慣病の改善等健康づくりに努めましょう。
○隣近所、同世代等気軽に集まることができる仲間同士でウォーキングや体操を行うなど健康づくりの習慣化を行いましょう。
○特定健診・がん検診を受診して、自らの健康状態の把握に努めましょう。
○生涯を通じて食事や運動などの生活習慣に配慮し、健康づくりに努めましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○地域におけるウォーキングや体操などのイベントなどを展開しましょう。
○地域で行う健康づくり・介護予防について話し合う機会をつくりましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
<p>○自分の健康は自らつくるという意識の定着や健康であることの大切さを啓発します。</p> <p>○健診などを通じた住民の健康情報管理、経年変化等の情報提供などにより、住民の継続的な健康づくりを支援していきます。</p> <p>○認知症予防教室や運動教室などの、介護予防事業の充実を図ります。</p>

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
一般介護予防事業	一般の高齢者を対象に、ゆーゆー元気教室やいきいき教室など、運動機能の維持・向上、認知症対策のための脳トレーニングを行う教室を実施し、全ての高齢者が健康維持に取り組む環境を提供しています。	地域包括支援課
健康づくり事業	保健師・看護師などによる健康づくり相談や、のれぞれ運動教室など、市民が健康づくりに取り組むための機会を提供しています。	健康推進課
乳幼児保健	妊産婦や乳幼児健診等を通じて、乳幼児の健やかな成長・発達をサポートします。	こども家庭センター
各種健診	特定健診、がん検診、乳幼児健診など各種健診を実施し、必要時には医療や福祉の関連機関と連携します。	健康推進課 国保年金課

(3)生きがいづくりの促進

【現状と課題】

身体的な健康ばかりでなく、心が健やかであってこそ、元気な生活を送ることができます。身体的な健康維持等の取り組みはもちろんですが、長寿化により余暇時間が増大し、いかに自分らしくいきいきと暮らすかが、一人ひとりにとっての大きな課題となっています。

高齢化の進む中、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を地域社会の中でどう感じていけるか、という点は今や市の定住の条件ともなりうる重要な要素です。

【施策の方向性】

- 自らの知識や経験を活かし、生きがいを持てる機会を増やすためにも、地域住民が各種活動に気軽に参加し、親しむことができる体制を整えます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○自らの意思や意欲に基づき、生涯学習やスポーツ、就労等、生きがいを持てる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らしましょう。
○自分の知識や経験を次世代に伝え広めることで、生きがいを追求しましょう。
○様々な行事などに参加し、仲間づくりや世代間交流を積極的に行いましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○各種団体は生きがいを持てる機会や場を設けましょう。
○地域で住民の知識や経験等を次世代に伝えるための機会をつくりましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
○生涯学習機会を充実するとともに、住民が生きがいを持って取り組む住民活動を支援し、地域福祉活動の推進役の養成を図ります。
○高齢者の知識や経験が活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を推奨し、就労機会の確保に努めます。

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
老人クラブ活動補助金	高齢者の地域生活を豊かにするために、老人クラブの活動に対する補助金を交付します。	介護福祉課
高齢者教室事業	高齢者の学習意欲を高め、社会活動参加を促進し、仲間づくりと生きがいづくりを推進するため、北辰大学（五所川原地区）、ひばの樹大学（金木地区）、寿大学（市浦地区）を開講します。	社会教育課
成人教育（みんなの教室、市民教養教室）	学びのきっかけづくりとして、気軽に学習活動や仲間づくりを楽しみ、教養を高め、学びの輪が広がることで生涯学習に対する理解や関心を高めることを狙いとして市民講座（中央公民館でみんなの教室、金木公民館で市民教養教室）を開設します。	中央公民館
アクティブシニアポイント事業（再掲）	退職後の活躍の場づくりとして、ボランティア活動に対してポイントを付与し、貯まったポイントを商品券と交換するものです。 自身の健康と元気を向上させ、お互いに支え合うことを目指すものです。	地域包括支援課 社会福祉協議会
介護予防教室	対象：要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者。 ・「いきいき教室」…体操や脳トレ、制作活動等を行い、趣味づくりや仲間づくりを行います。 ・「ノルディック・ウォーク」…指導員からの指導を受けながら、2本のポールを持ち、地面をつきながら歩くことで足腰にかかる負担を軽減しながらウォーキングを行います。 ・「ゆーゆー元気教室」…椅子に座りながら楽しく無理なく運動を行い、筋力の維持増進および運動習慣を身につけます。	地域包括支援課
通いの場	高齢者が主体となる通いの場を運営する住民組織や団体等に五所川原市介護予防・通いの場づくり事業補助金を交付しています。 依頼のあった市内の通いの場へ理学療法士や栄養士等の専門職を講師として派遣し、介護予防につながる活動を実施しています。	地域包括支援課
独居高齢者昼食会	昼食を食べるだけでなく、専門職による介護予防や栄養についての講話、レクリエーション等を行うことで、介護予防についての理解、住民同士の交流を図っています。	地域包括支援課

5 適切な「サービス」の充実



(1)相談支援体制の整備

【現状と課題】

地域福祉は関連する分野が多様で広範囲にわたり、保健、教育、防災、住民活動等、行政における担当部署も多岐にわたります。

アンケート調査結果をみると、相談したことがある相談先において、「市役所の担当窓口」は17.7%、「社会福祉協議会」は8.3%、「地域包括支援センター」は8.1%となっています。

今後、少子高齢化や世帯の小規模化が進むなか、多様な福祉ニーズに対応していくため、相談窓口の利便性・専門性の向上や窓口間のネットワーク化、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりや相談員の資質向上等に取り組むことなど、相談窓口の機能充実を図るとともに、専門性の高い相談支援を推進し、関係機関との連携を強化する必要があります。

【施策の方向性】

- 多様化している生活課題や福祉課題を抱えている世帯に対応するため、庁内や関係機関内の連携を基盤としながら、庁外の専門職や専門機関との緊密な連携を図り、相談窓口の専門性の向上を図ります。
- 各種相談窓口の周知を図り、利用促進に努めます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○困りごとや不安を抱え込まず、身近な相談先や相談窓口を積極的に活用しましょう。 ○困っている人がいたら声をかけ、身近な相談先や相談窓口を紹介してあげましょう。 ○広報紙やホームページ等を利用して、各種相談窓口に関する知識を身に付けましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中で周りに困っている人がいたら、行政や地域関係者の相談窓口を紹介しましょう。 ○民生委員・児童委員、町内会・自治会長などは、身近な地域の相談役としての活動をしましょう。 ○福祉サービス事業者は、利用者の意見に寄り添い、利用者主体のサービスの提供に努めましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やホームページ等を通じて、相談窓口の認知度向上に努めます。 ○各種相談窓口の連携に努めます。 ○各種相談員の資質の向上を図るため、研修等の機会の充実を図るとともに、専門的な人材の育成に努めます。 ○多様な相談内容に対応できる体制を検討します。 ○福祉支援を必要とする人たちが地域で安心して生活できるように相談体制の充実を図ります。

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
高齢者総合相談	高齢者の介護や生活一般に関する地域情報の把握と、必要に応じた制度利用のための相談支援を行います。	地域包括支援課
障害者相談員	地域の協力者が相談員となって、障害者やその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行います。	福祉政策課
こころの相談	保健師や心理士が相談相手となり、悩みの軽減や必要な関係機関につなぎます。(予約制)	健康推進課
生活困窮者自立支援相談	行政、社協、ハローワーク等と支援調整会議を開催し、生活困窮者に関する情報共有を行い、必要な相談支援活動を行います。	生活応援課
なんでも相談所の運営	住民からの生活上の困りごとの総合的な相談窓口を開設し、対面での面談及び 24 時間体制での電話相談を行います。	社会福祉協議会

(2)情報提供体制の充実

【現状と課題】

福祉に関わる制度やサービスは、近年めまぐるしく変化しているため、福祉サービス内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助けあい活動についての情報などを、誰もが入手でき、ひとりでも多くの住民が情報を活用できるようにする必要があります。

すべての住民が、福祉制度やサービス、地域の福祉活動などについての情報を必要に応じていつでも入手できるよう、広報紙やインターネット媒体などを含め、あらゆる手段や機会を活用した情報提供の充実や、高齢者や障がい者などにも配慮して情報提供の方法を工夫するなど、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた情報提供も必要です。

【施策の方向性】

- 住民誰もが、福祉制度やサービスなどについての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、様々な手段や機会を活用して情報提供します。
- 高齢者や障がい者などに配慮した情報提供の方法を工夫し、誰にでもわかりやすい情報提供の充実に努めます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○福祉の制度やサービスなどに関心を持ち、情報の入手と正しい理解に努めましょう。
○高齢者や障がい者など、情報が伝わりにくい人が近所にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど、できるだけ手助けしましょう。
○広報紙やホームページなどの情報を確認しましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○活動や提供するサービスの内容などについて、わかりやすく情報提供しましょう。
○地域で活動するボランティアなどの各種団体は、見やすいパンフレットを作成するなど、活動内容や提供しているサービスについて積極的に発信しましょう。
○民生委員・児童委員は、福祉関係などのサービスに関する周知に努めましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
<p>○広報・ホームページなど様々な媒体を活用した情報の提供を行います。</p> <p>○広報紙やパンフレットなどは読みやすく分かりやすいものとなるよう、内容やレイアウトなどを工夫するとともに、分かりにくい専門用語を極力使わないよう配慮し、情報発信します。</p> <p>○障がい者に対する情報保障として、広報やパンフレット等の点訳・音訳や各種講演会等での手話通訳・要約筆記等による支援を充実します。</p>

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
広報ごしよがわら	毎月1回発行されている「広報ごしよがわら」の中で、福祉サービスや福祉活動に関する情報を提供します。	総務課 関係各課
公式ホームページ	各種福祉サービスの内容に対応したコンテンツを配信します。	総務課 関係各課
公式 Facebook ごしよ LINE	地域のイベント情報や最新情報などをタイムリーに配信しています。	総務課 デジタル行政推進課
防災ごしよがわら	X(Twitter)を活用して防災情報に特化した情報発信を行います。	防災管理課
図書館ホームページ	蔵書情報やバリアフリーサービスなど、誰もが活用しやすい図書館の情報を配信します。	図書館
声の広報	広報ごしよがわらを CD に録音し、視覚障害者へ配布します。	福祉政策課

(3)地域福祉を担う人材の確保や育成

【現状と課題】

地域の中には、様々な手助けを必要とする人がいますが、これらの人に対する子育て支援活動や高齢者・障がい者への支援活動については、行政サービスだけでなく、身近な地域で日常的な支援が行われることが大切であり、NPO やボランティア活動の重要性は年々高まっています。

アンケート調査結果をみると、ボランティア活動や地域の助け合い活動の参加状況では、「参加していない」とした方が7割以上と非常に多くなっていますが、今後の参加希望では、活動に参加したい、関心があるとした方はあわせて7割近くと多くなっています。また、ボランティア活動を始めるきっかけづくりとして有効だと考えられるものとしては「友人や周りの人からの誘い」や「市など行政機関からの情報提供」とした回答が多くみられました。

一人でも多くの住民がボランティアや NPO 等の活動に関心を持ち参加できるよう、ボランティア活動等の情報提供の充実を図るとともに、活動団体の支援や NPO やボランティアに対する住民への啓発をはじめ、人材の育成に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 住民がボランティアやNPOなどの活動に関心を持ち、参加できるよう、情報提供の充実や活動しやすいしくみづくりを進めます。
- 地域福祉活動の担い手となる人材の確保や育成を図ります。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○地域のボランティア活動や行政区活動などの地域で行われている活動に関心を持ちましょう。
○自分ができそうなことを見つけ、楽しみながら取り組みましょう。
○いつまでも地域で楽しく暮らしていけるよう、さまざまな社会活動に積極的に参加しましょう。
○自分でできることは自分で行い、地域の中で自分ができることをやってみましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○地域の行事等を通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりを進めましょう。
○年齢や性別を問わず、ボランティアの参加者への育成・指導に力を入れましょう。
○高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
○ボランティアの中核を担う五所川原市ボランティア・市民活動センターとの連携に努めます。
○ボランティアやNPO等に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動内容などを紹介します。
○広報紙やホームページを利用して、継続的にボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティアへの参加を呼びかけ、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるような体制づくりを図ります。

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
ゲートキーパー研修	傾聴技法を身につける研修を行い、ゲートキーパーを養成します。	健康推進課
福祉サポーター養成講座	福祉教育を行う際のサポーターを養成します。	社会福祉協議会
地域向け出前講座	福祉情報の提供や活動支援の講座開催の支援をします。	社会福祉協議会

(4)生活困窮者への自立支援の充実

【現状と課題】

生活に困窮している人の背景には、勤労世代の収入の減少や高齢化による経済的困窮、社会的孤立などのさまざまな要因が複合的に絡んでいます。

生活困窮の問題解決には、多くの関係機関と連携することで、初めてその本質にたどり着くことが出来るものであり、現存する社会資源を適切に活用していくことが求められます。

このため他の専門機関と連携体制の強化など、生活困窮者の自立支援に向けた支援体制の整備が求められています。

また、生活困窮者は、課題解決への意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動に移せない場合も多く、生活困窮者を早期に把握・支援するためには、地域に住む人の制度に対する理解や、地域ネットワークの強化が必要です。

【施策の方向性】

- 生活困窮者自立相談支援事業等の周知を行うほか、関係機関と連携し、生活困窮者に対する支援に取り組みます。
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員など地域のネットワークとの情報共有により、地域に対する日常的な見守りや支援の輪を広げていきます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。
○必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○支援が必要だと思われる人がいたら、関係機関へ相談しましょう。
○気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。
○民生委員・児童委員、ボランティア等は必要な知識を学べるように研修会等に参加しましょう。

【市の取り組み】

主な取り組み
○生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援事業等、生活困窮者に対する支援制度の充実に努めます。
○生活困窮者自立支援法等に基づき、県や社会福祉協議会等が実施する事業について、市広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。
○社会福祉協議会、民生委員・児童委員など地域のネットワークとの情報共有により、地域に対する日常的な見守りや支援の輪を広げていきます。

【具体的な事業内容等】

項目	内容	担当課
生活困窮者自立相談支援事業(再掲)	行政、社協、ハローワーク等と支援調整会議を開催し、生活困窮者に関する情報共有を行い、必要な相談支援活動を行います。	生活応援課
フードバンクを介した自立支援	支援を必要とする生活困窮者等へ寄贈されたフードバンク(食品等)を提供し、自立への助言等支援を行います。	社会福祉協議会

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と趣旨

認知症高齢者の増加や、障がいのある方への地域で自立促進等の様々な取組がなされている中、身寄りがないことなどにより社会的孤立状態にある方々も増加しており、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援へのニーズも増加しています。

また、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが喫緊の課題であり、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。

このような状況の中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月に公布、同年5月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。そして、この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

今後、国や県の動向を踏まえ、本市においても認知症高齢者や障がい者の権利擁護支援のため、成年後見制度の利用の促進に関する施策を計画的に推進する必要があります。

これらを踏まえ、本章を「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけ、地域福祉計画と一体的に施策を推進することとします。

成年後見制度利用促進法における成年後見制度の基本理念

①ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

②自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

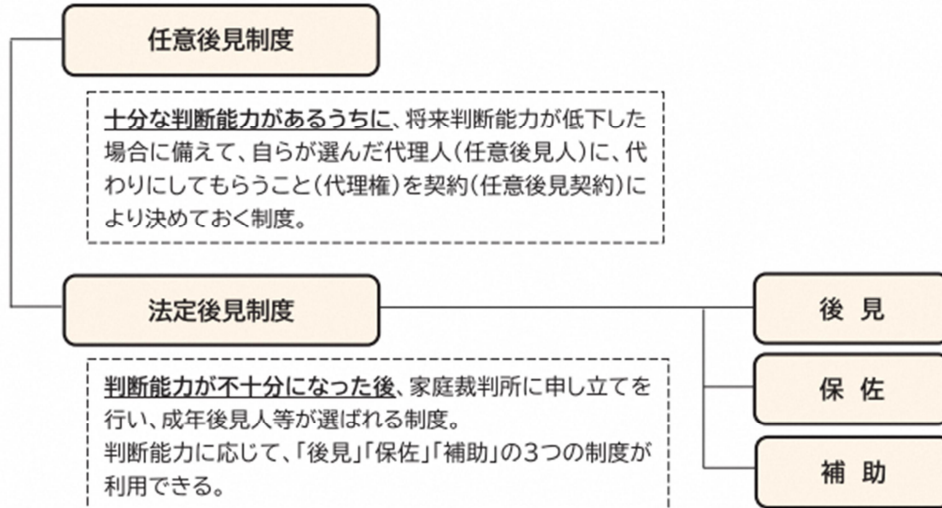
③身上の保護の重視

本人の財産の管理のみならず、身上の保護が適切に図られるべきこと。

2 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

■成年後見制度の種類



■法定後見制度の類型

		後見	保佐	補助
対象となる人		判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申し立てができる人		本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	特定の事項 ^{※1} についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く)	—
	申し立てにより与えられる権限	—	特定の事項 ^{※1} 以外についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 ^{※3} についての代理権	特定の事項 ^{※1} の一部についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 ^{※3} についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		株式会社の取締役等の地位を失うなど ^{※4}		—

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

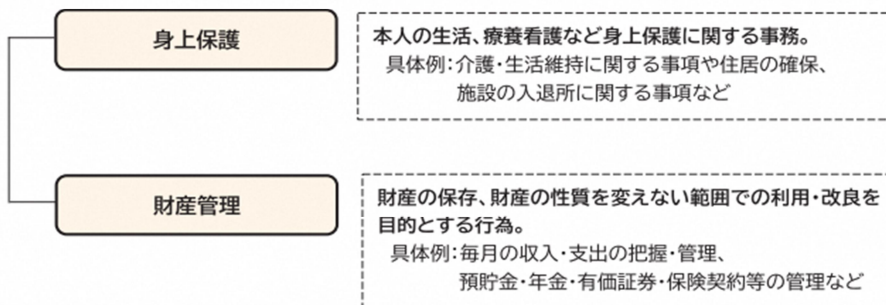
※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

※4 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年12月11日公布)において、株式会社の取締役等が後見等開始の審判を受けた場合には、取締役役に選任された時点と判断能力等の点で前提が異なることになるため、一旦は取締役等の地位を失いますが、その後、株主総会の決議等の所定の手続きを経ることで、再び取締役役に就任することができます。

■成年後見人の職務

成年後見人の職務は大きく分けて「身上保護」と「財産管理」があります。



3 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。)に基づき策定する計画であり、促進法第 14 条第 1 項において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和 10 年度までの5年間とします。

5 計画の進行管理及び点検

本市では、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関として、促進法第 14 条第 2 項に基づく条例で定める「五所川原市成年後見制度利用促進委員会」を設置し、市町村計画の検討を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行います。

ただし、本計画は五所川原市地域福祉計画の一部として策定するものであるため、五所川原市地域福祉計画の進行管理と一体的に行います。

6 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」又は「後見人」という。)がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されました。

本市の成年後見等の申立ての類型を見ても、後見類型が最も多く、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。

また、本市の市民を対象とした調査によれば、成年後見制度の認知度では、「よく知っている」と「ある程度知っている」をあわせて 28.8%、相談窓口としている中核機関の認知度も 22.4%と非常に低い状況にあります。

このようなことから、権利擁護支援を必要とする方が、早期に安心して利用できるよう、周知と正しい理解の促進を図るとともに、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう推進していきます。

7 成年後見制度利用に関する現状

(1)市長申立

(件)

	2019 (R1)		2020 (R2)		2021 (R3)		2022 (R4)		2023 (R5 見込)	
	高齢	障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	障害
後見	4	0	6	0	5	2	6	2	3	3
保佐	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0
補助	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	9		6		9		8		6	

(2)成年後見制度利用支援事業

(件)

	2019 (R1)		2020 (R2)		2021 (R3)		2022 (R4)		2023 (R5 見込)	
	高齢	障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	障害
費用助成	7	0	4	0	6	1	4	1	3	3
報酬助成	2	0	9	0	5	1	7	1	7	1
合計	9		13		13		13		14	

8 具体的な取組・施策

(1)成年後見制度の理解促進

成年後見制度は、本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するものであり、そのためには、意思決定支援と身上保護を重視した運用が求められます。

本人の判断能力があるうちに相談を開始することによって、よりその人らしい生き方や支援のあり方を検討することができます。早い段階からの制度利用を促進するため、保佐・補助類型および任意後見制度についての周知・啓発を行います。

①成年後見制度の普及啓発

広く市民に成年後見制度の周知を図るため、パンフレットの配布やホームページの情報発信、講演会、出前講座等の実施に努めます。

また、保健医療福祉関係者や金融機関等を対象とした研修会を開催し、制度の周知・啓発を進めます。

②任意後見制度の利用促進

利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度について正しく理解し、適切に安心して利用できるよう周知していきます。

③権利擁護支援の必要な方の発見・支援

中核機関をはじめ、地域包括支援センター、相談支援事業所等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護に関する支援の必要な方(財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない方、虐待を受けている方等)の早期発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。

④早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、個々の事情に応じて、任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、適切な権利擁護支援ができるよう、身近な地域における相談窓口等を周知します。

(2)安心して利用できる成年後見制度の運用

申し立てる親族がない場合などは、本市が親族等に代わって後見等開始の申立てを行い、身寄りのいない方や費用負担が困難な方でも成年後見制度を利用できるよう支援します。

また、必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみでなく、身上保護も重視した適切な成年後見人等の推薦を行います。

①市長申立ての適切な実施

成年後見制度の利用が必要と認められる方で、本人、家族や親族等による申立てが期待できない場合に、市長が家庭裁判所に後見等開始の審判請求手続きを行います。

②成年後見制度利用支援事業の適切な実施

成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立に係る費用や成年後見人等への報酬の助成を行います。

③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、後見人等支援やケースのモニタリング等により本人の意思、心身の状態および生活の状況等を踏まえた運用を行います。

④後見人等の担い手の確保

成年後見制度の利用者が毎年増加するとともに、親族以外の第三者が後見人等となるケースが見込まれ、受任者が不足することが見込まれることから、市民後見人の担い手の養成・確保に取り組むとともに、市民後見人の支援体制構築に向けて西北五圏域で取り組んでいきます。

(3)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

本市では、地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」を五所川原市社会福祉協議会に設置しています。

中核機関は①司令塔機能、②進行管理機能、③事務局機能の3つの機能を担います。3つの機能については、本市と五所川原市社会福祉協議会で行います。

成年後見制度の利用促進に向けて、全体構想の設計(計画策定)等の司令塔機能については本市が担い、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の進行管理機能については、五所川原市社会福祉協議会が担い、連携することで円滑な運営(事務局機能)を行っていきます。

①権利擁護の相談支援機能

各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行います。

②権利擁護支援チームの形成支援機能

専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討し、その方針に基づいて成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援チームの体制を構築します。

③権利擁護支援チームの自立支援機能

各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行います。

第6章 地方再犯防止推進計画

第6章 地方再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と趣旨

全国で刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の割合は、令和2年には49.1%となり、現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降最も高くなりました。

社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等の再犯防止対策としては、就労の促進や出所後直ちに福祉サービスを受けられるよう支援体制の整備が行われており、刑務所出所者等が円滑に社会の一員として復帰できるように帰住先や就労先を確保することや、高齢、障がい等の特定の問題を克服するための支援をすることにより、罪のない人が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現につながります。

このような中、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うこと、再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。

これらを踏まえ、本市においては、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことがなく円滑に社会の一員として復帰・再出発できるよう、本章を「地方再犯防止推進計画」と位置づけ、地域福祉計画と一体的に施策を推進することとします。

2 計画の性格と法的位置づけ等

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3 再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者を指します。

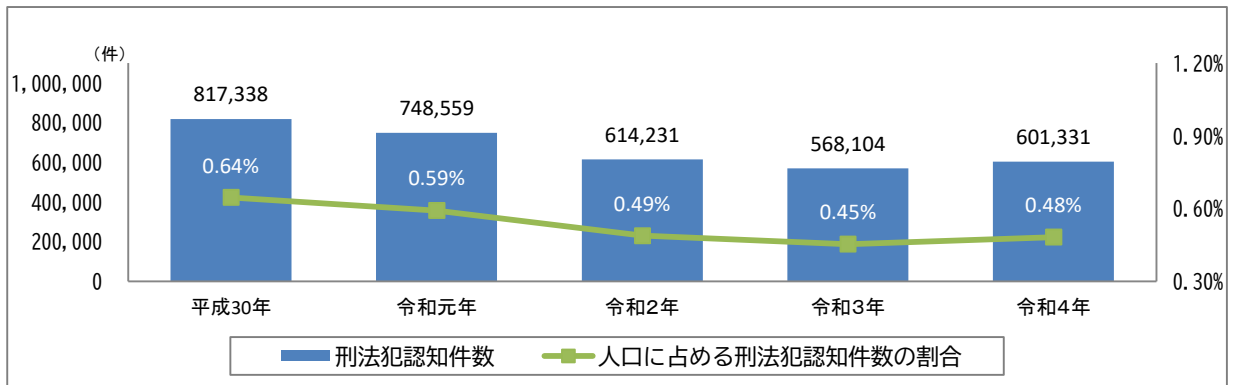
4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

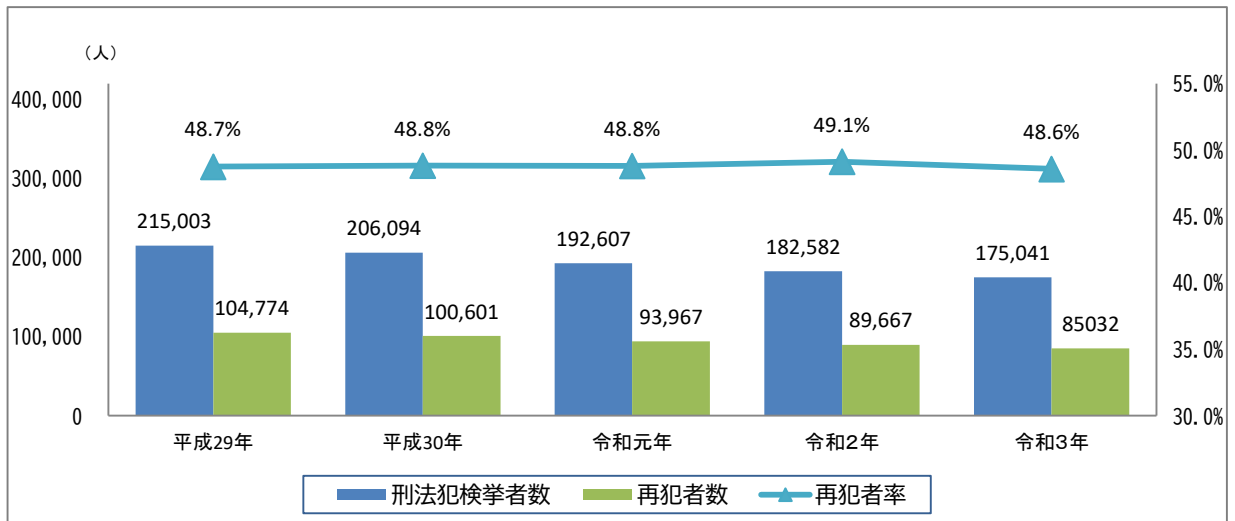
5 犯罪情勢等について

(1) 全国の刑法犯認知件数の推移



出典：警察白書

(2) 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



出典：警察白書

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

6 現状と課題

全国の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、これは防犯カメラなどのセキュリティ機器の普及のほか、官民を挙げた警戒や取り締まりの強化が抑止につながっているのではないかと考えられます。

全国の刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の比率は約50%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、「再犯」の防止が重要課題となっています。再犯者は、社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所や少年院の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。

7 取り組みの方向性

犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

(1) 国の取り組み

国においては、矯正施設(刑務所少年院等)における職業訓練等の就労支援、協力雇用主の確保に向けた企業等への働きかけ、更生保護施設や自立準備ホームによる帰住先の確保、薬物事犯者等への専門的指導プログラムの実施等の各種取り組みのほか、地方公共団体との連携強化のため、犯罪をした人等の支援等に必要な情報の提供や地方公共団体との協働による施策の実施等を推進することとされています。

- 特性に応じた指導及び支援等
- 就労の支援
- 非行少年等に対する支援
- 就業の機会の確保等
- 住居の確保等
- 更生保護施設に対する援助
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- 関係機関における体制の整備等
- 再犯防止関係施設の整備
- 情報の共有、検証、調査研究の推進等
- 社会内における適切な指導及び支援
- 国民の理解の増進及び表彰
- 民間の団体等に対する援助

(2) 市として取り組む施策

これらの国の取り組みを踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取り組みを進めます。

なお、各種支援を行うにあたっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとします。

○就労の確保

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図るとともに、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

また、犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。

○住居の確保

公営住宅の募集状況などについて、広報紙やホームページなどを活用し情報提供を行います。
また、生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

○高齢者又は障がい者等への支援等

犯罪をした高齢者又は障がい者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

○再犯防止に関する啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施するほか、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

○国から提供される情報の活用

国から提供される、国が犯罪をした人等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報を、再犯防止のための取り組みに活用します。

○国・地方協働による施策の推進

国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国が実施する施策への協力を努めます。

○関係機関・団体との連携強化

刑事司法手続を離れた人を含むあらゆる犯罪をした人等が、地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や更生保護女性会、保護司会等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化を図ります。

具体的には担い手に関する情報の提供や相談場所の提供などを既に行っています。

○情報共有体制の整備

民生委員・児童委員を始めとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る基本知識習得のための研修等も行いながら、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。

第7章 計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 行政の役割と連携・協働体制

計画の着実な推進を図るために、庁内の横断的な連携を進め、計画推進に係る情報や資源等の共有を図ります。その上で、公助の視点から、福祉分野の各個別計画に共通する人材等の基盤整備、分野横断的な相談支援体制の整備、公平・公正な支援等の効果的・効率的な推進を図ります。

また、関係団体や地域社会との密接な連携を通じて情報共有を図るとともに、市民に広く情報提供を行います。このほかにも主体的な地域福祉活動の促進を図り、地域における連携・協働体制の拡充を図ります。

2 計画の進行管理

基本理念である「支えあいで作る 安心を実感できるまち」を実現するため、PDCAサイクル手法を用いて計画を推進します。具体的には、市で5つの基本目標に位置づけた取り組みの実績・課題等を毎年評価・検証します。中間年度には再度アンケートを実施し、中間評価を行います。

また、社会経済情勢の変化や制度改正などに伴い、取り組み方針や主な取り組み、成果を計る指標等を含む計画の見直しも行います。

